

# 建設業に対する既存の主な取組

平成21年8月末時点

- 1 . 各省庁の主な取組 … 2
- 2 . 北海道庁の主な取組 … 28
- 3 . 北海道経済産業局の主な取組 … 41
- 4 . 北海道開発局の主な取組 … 48

国土交通省 北海道局

平成21年12月

# 1. 各省庁の主な取組

【施策の取りまとめ】	【雇用・人材育成】	
平成21年度中小企業者に関する国等の	専門工事業者の経営力向上研修会	…15
契約の方針	建設技能者確保・育成モデル事業	…16
地域建設業の振興に係る緊急対策	優秀施工者の大臣顕彰(建設マスター)	…17
	建設産業人材育成・育成推進協議会による大臣顕彰	…18
【経営情報・アドバイス】	【新技術・研究開発】	
建設業緊急経営相談事業・ワンストップサービスセンター	建設技術研究開発助成制度	…19
建設業取引適正化センター	公共工事における新技術活用システム(NETIS)	…20
駆け込みホットライン		
建設業法令遵守ガイドライン	【新事業・新分野進出】	
建設業者のネガティブ情報(過去の処分歴など)の公開	建設業と地域の元気回復事業	…21
	「新たな公」によるコミュニティ創成支援モデル事業	…22
【融資・税制等】	【その他】	
建設企業の資金繰りを応援する融資制度	我が国建設業の国際競争力の強化	…23
地域建設業経営強化融資制度	海外建設ホットライン	…24
下請資金繰り支援事業	インフラPPP事業	…25
緊急保証制度	コンストラクション・マネジメント方式モデルプロジェクト	…26
セーフティネット貸付制度	北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブ	…27

## 「平成21年度中小企業者に関する国等の契約の方針」のポイント

国等の契約の方針は、中小企業者の受注の機会の増大を図るため、官公需法(「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号))に基づき、毎年度閣議決定しているもの。平成21年度における国等の契約の方針の概要は以下のとおり。

### 1. 中小企業者の受注機会の増大のための主な措置

#### (1) 地域の中小企業者の適切な評価

地域への精通度等が事業の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる契約について、適切な地域要件の設定等地域の中小企業者の適切な評価や積極的な活用に努める。

#### (2) 情報提供の推進

##### 「官公需ポータルサイト」の構築

国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報を一括検索し、情報提供する「官公需ポータルサイト」を構築し、中小企業者が発注情報を入手しやすくする。

##### 国等の契約目標・実績のきめ細かな公表

中小企業者が受注機会を把握しやすくするため、独法等毎の情報公開を行うなど、国等の機関について契約目標・実績をきめ細かに公表する。

#### (3) 下位等級者の入札参加機会の確保

一括調達による発注を行う場合には、予定価格に対応する等級の入札参加資格者に加え、それより下位の者も入札に参加が可能となるよう弾力的な運用を行い、中小企業者の受注機会の確保に配慮する。

### 2. 国等の中小企業者向け契約目標

中小企業者向け契約金額 約5兆1,993億円  
(官公需契約総予算に占める割合:52.4%)

(参考:20年度の契約実績)

中小企業者向け契約実績 約4兆1,652億円  
(官公需契約総実績に占める割合:46.1%)

#### <参考>

官公需総実績のうち、中小企業者向け契約実績の割合

(平成20年度)

国土交通省	50.1%
国等計	46.1%

地域建設業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、その振興のための緊急対策を平成21年3月31日付けで取りまとめ、出来るものからスピード感を持って実施。

### 1. 適正価格での契約の推進

#### ダンピング対策の充実

- ・直轄事業について、低入札価格調査基準価格を見直し
- ・地方公共団体の低入札価格調査基準価格、最低制限価格の見直しを促進

#### 予定価格の適切な設定等

- ・直轄事業について、見積りを活用する積算方式を拡充
- ・地方公共団体における歩切りの廃止等を促進
- ・地方公共団体における予定価格の事前公表の取りやめ等を促進

#### 地域建設企業の適切な評価

- ・直轄事業について、適切な発注ロット・地域要件の設定、総合評価方式における地域精通度・貢献度の加点
- ・地方公共団体について、工事の規模や態様に応じた適切な地域要件の設定を促進
- ・市町村の総合評価方式導入促進のための都道府県等による支援の促進
- ・地方公共団体、特に市町村について、地域貢献を適切に評価する特別簡易型総合評価方式の実施促進

### 2. 経営力強化

- ・前払金の下請業者、資材業者への迅速な支払を確保する制度の周知徹底
- ・地域建設業経営強化融資制度等の普及促進
- ・工事検査、工事代金支払の迅速化
- ・建設業緊急相談窓口の設置等による経営相談機能の強化
- ・「建設業と地域の元気回復事業」の積極的活用

### 3. 工事施工の適正化

#### 設計変更への適切な対応

- ・設計変更ガイドライン等の運用基準を再度徹底
- ・設計変更審査会の運用等により、受発注者間の協議・調整を一層円滑化

#### 技術者の需給状況への対応

- ・監理技術者等の専任を要する期間について、監理技術者制度運用マニュアルの趣旨を再度徹底
- ・学校の耐震改修の迅速化
- ・地方公共団体におけるCM方式の活用、デザインビルドの活用、的確な工期の確保、耐震改修工事に対応した予定価格の算定等の促進

### 4. 元下関係、賃金の支払い等の適正化

#### 賃金支払いの実態調査の強化

- ・下請取引等実態調査について、賃金の支払額等に関する項目を追加
- ・立入検査においても、賃金の支払額等について確認と指導
- ・労務単価調査の適正化
- ・技能労働者の資格審査の厳格化等調査を適正化
- ・建設業における契約の適正化
- ・契約に関するトラブルに広く、かつ、迅速に対応する体制を整備

建設投資の減少、価格競争の激化、金融機関の融資姿勢の厳格化や不動産業の業況悪化等により、地域の中小・中堅建設企業をとりまく経営環境はかつてない厳しい状況であり、建設企業が直面する複雑かつ高度な経営課題に対応した支援体制を整備。

## 内 容

### 特別相談体制の整備

#### 建設業緊急相談窓口の設置

緊急窓口を設置し、経営分析・指導のスキルをもつ者が、経営改善のための相談等に対応。

専門家の派遣要請

対応事例、ノウハウの還元

#### 専門家派遣制度の創設

弁護士、公認会計士等の専門家を企業に派遣し、複雑かつ高度な相談に対応。

### ワンストップサービスセンター事業の拡充

- ・従来実施しているワンストップサービスセンター事業(中小企業診断士等による無料相談)の継続
- ・経営コンサルタントや金融機関OB、マーケティングの専門家等、建設企業の求めるニーズにあったアドバイザーを追加。

### マニュアルの整備、セミナーの開催

#### 経営改善マニュアルの作成

経営改善を検討している建設業者の役に立つ、建設業における特有の事情を踏まえたマニュアルを作成。

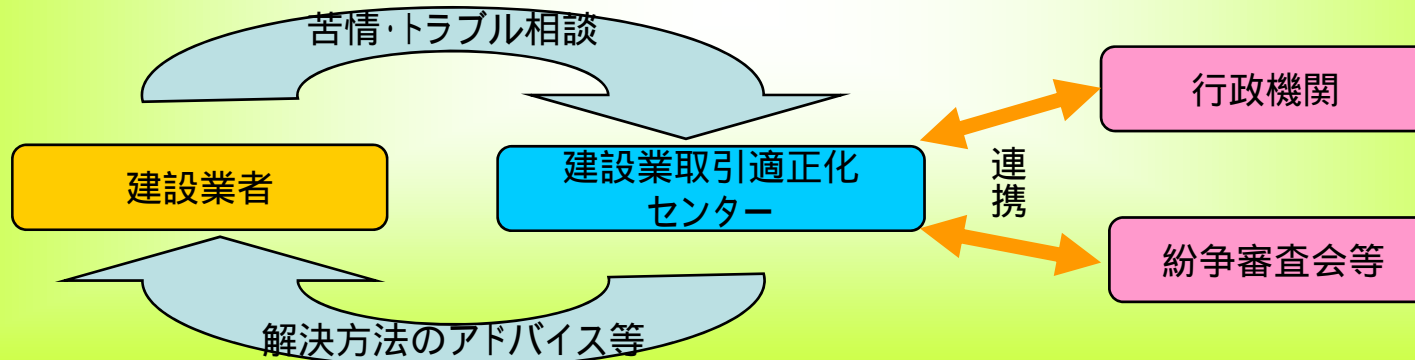
#### 建設業経営革新セミナーの実施

異業種との連携等の経営革新に関する実践的なセミナーを実施。

## 建設業取引適正化センターの設置

### 弁護士や土木・建築の学識経験者等による適切かつ迅速なアドバイス及び解決

- ・ 取引上の苦情や下請代金不払等トラブルに関する対応
- ・ 紛争解決やトラブル防止に向けたアドバイス
- ・ 建設業法、関係法令違反に対する行政機関の紹介
- ・ あっせん、調停、仲裁等の希望者に対する紛争審査会の紹介
- ・ 事案のうち建設業法19条の3（原価割れ契約）に該当する事案の分析
- ・ 全国8箇所程度（当初予算の2箇所に6箇所を追加。なお、北海道、四国には支所を各1箇所設置）



### 政府全体としても下請取引の適正化を重点課題

- I. 成長力底上げ戦略推進(基本構想)(H19.2) 官邸
- II. 経済財政改革の基本方針2007(H19.6 閣議決定)
- ・ 経済財政改革の基本方針2008(H20.6 閣議決定)

元請下請関係の適正化により、中小建設業者の生産性を向上させ中小建設業者全体の底上げを図る

### 違反情報収集体制の強化

- ・各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」に通報窓口として平成19年4月に開設
- ・通報された情報に対し必要に応じて立入検査・報告徴収を実施
- ・法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応

## 駆け込みホットライン

### 建設業法令違反通報窓口

- ◆「駆け込みホットライン」に電話をすると、各地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。
- ◆「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

なくそう違反、あったら通報!!

全国  
共通

TEL.  0570-018-240  
(イ ハン) (ツウ ホウ)

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 / 10:00~12:00 13:30~17:00  
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

★法令違反情報を通報された方に不利益が生じないよう十分注意して情報を取り扱います。

国土交通省  
建設業法令遵守推進本部

## 「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反情報

※「駆け込みホットライン」は、主に国土交通大臣許可業者を対象に以下の建設業に係る法令違反行為の情報(通報)を受け付けます。



### 元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反

「建設業法令遵守ガイドライン」に掲載されている法令違反、または法令違反のおそれがある事例

※「建設業法令遵守ガイドライン」は国土交通省のホームページに掲載されています。

#### ●見積条件の提示

- ・不明確な工事内容の提示等により下請負人に見積りを行わせた
- ・法令で定められた見積期間より短い期間で下請負人に見積りを行わせた

#### ●当初契約

- ・下請工事に関し、書面による契約を行わなかった
- ・工事着手後又は工事終了後に契約書面を相互に交付した

#### ●追加・変更契約

- ・追加工事又は変更工事が発生したが、変更契約を行わなかった

#### ●工期変更に伴う変更契約

- ・工期の変更に伴い下請工事の費用が増加したが、書面による変更契約を行わなかった

#### ●不当に低い請負代金 / 指値発注

- ・元請負人の一方的な強要による合理的な根拠もなく、下請負人の見積額や従来の取引価格を著しく下回る額で下請契約を締結した
- ・工事着手後又は工事終了後に下請負人の協議に応じることなく下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した

#### ●不当な使用資材等の購入強制

- ・下請契約締結後に、下請工事に使用する資材・購入先等を指定した結果、下請負人が予定していた購入価格より高い価格で資材等を購入することとなった

#### ●やり直し工事

- ・元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を下請負人に行わせ、その費用を一方的に下請負人に負担させた

#### ●赤岳処理

- ・下請代金の支払の際、施工に伴い発生した建設廃棄物の処理費用、銀行振込手数料等を一方的に下請代金から差し引いた
- ・下請代金の支払の際、下請負人が使用した駐車場や宿舍使用料等を実際にかかった金額より過大に差し引いた

#### ●工期

- ・下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請負人の工期が短縮されたことにより発生した増加費用を一方的に下請負人に負担させた
- ・元請負人の不十分な施工管理等により下請工事の工期が不足した場合に、元請負人が下請負人との協議を行うことなく、他の下請負人と下請契約を締結した費用を一方的に下請負人に負担させた

#### ●支払保留

- ・工事目的物の検査、引渡しを終了後、下請負人に対し、長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わない

#### ●長期手形

- ・120日を超える割引困難な長期手形により下請代金を支払った



### 工事の施工現場に関する法令違反

- ・一括下請負が行われている
- ・工事現場に必要な専任の管理技術者等が設置されていない
- ・監理技術者等の名義貸しが行われている
- ・施工体制台帳・施工体系図が作成されていない
- ・無許可業者と500万円以上の下請契約を締結している
- ・元請の一般建設業者が、下請業者と総額3,000万円(建築一式4,500万円)以上の請負契約を締結している 等



### 虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反

- ・建設業の許可申請の際、虚偽の内容で建設業許可を取得している
- ・変更届の際、虚偽の内容を提出している
- ・経営事項審査申請の際、虚偽の内容で申請している
- ・虚偽の内容で得た経営事項審査の結果を公共工事の発注者に提出している 等

### 策定の趣旨

元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として平成19年6月に策定(平成20年9月改訂)

### ガイドラインの内容

(1) 建設業法の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積り条件の提示、契約締結といった以下の10項目について、留意すべき建設業法上の規定を解説し、建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| 1. 見積もり条件の提示     | 6. やり直し工事      |
| 2. 書面による契約締結     | 7. 赤伝処理        |
| 3. 不当に低い請負代金     | 8. 工期          |
| 4. 指値発注          | 9. 支払保留        |
| 5. 不当な使用資材等の購入強制 | 10. 長期手形       |
|                  | 11. 帳簿の備付け及び保存 |

(2) 関連法令の解説として、以下の内容を掲載

- ・独占禁止法との関係について
- ・社会保険・労働保険について

(3) 建設業の下請取引に関し留意すべき以下の関連条文等を掲載

- ・建設業法
- ・建設工事標準下請契約約款
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
- ・建設業の下請け取引に関する不公正な取引方法の認定基準
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律



## 「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」

国土交通省及び地方支分部局のホームページに点在する事業者の過去の処分歴等の「ネガティブ情報」を一元的に集約したポータルサイト

### 1. 公開対象情報

- ・ 全ての行政処分
- ・ 個別の事業者に対する社会的影響の大きな行政指導
- ・ 道路運送車両法違反に係る刑事告発
- ・ 国土交通省直轄公共工事の指名停止

### 2. 対象事業分野(20分野)

- ・ 建設業者
  - ・ 測量業者
  - ・ 建設コンサルタント
  - ・ 地質調査業者
  - ・ 不動産鑑定士
  - ・ 宅地建物取引業者
- 等



URL: <http://www.mlit.go.jp/negative/negative.html>

# 【建設企業の資金繰りを応援する融資制度】

## 建設企業の資金繰りを応援します！

～ 幅広い融資制度をご用意しています ～



### 国土交通省関係

#### ○地域建設業経営強化融資制度

公共工事請負代金債権を譲渡担保に、融資を受けられます。また、工事の出来高を超えた部分を含め融資が受けられるようになります。

##### <主な相談窓口>

北海道建設業信用保証(株) TEL 011-221-2092 北保証サービス(株) TEL 011-241-8654  
東日本建設業保証(株) TEL 03-3545-5125 (株)建設経営サービス TEL 03-3545-8534  
西日本建設業保証(株) TEL 06-6543-2944 (株)建設総合サービス TEL 06-6543-2848  
(財)建設業振興基金 業務第一部 TEL 03-5473-4575

#### ○ファクタリング事業

下請企業が元請企業に対して有する工事請負代金債権をファクタリング会社が買い取ることで、早期に現金化することが可能となります。また、受取手形をファクタリング会社が買い取る制度も用意しています。

##### <主な相談窓口>

(株)建設経営サービス TEL 03-3545-8523 (株)建設総合サービス TEL 06-6543-2848  
(財)建設業振興基金 業務第一部 TEL 03-5473-4575

### 中小企業庁関係

#### ○緊急保証制度

対象業種である等の要件を満たす中小企業者は、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証で8,000万円、普通保証で2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができます。

##### <主な相談窓口>

各都道府県等の信用保証協会 <http://www.zenshinoren.or.jp/access.htm>

#### ○セーフティーネット貸付制度

一時的に資金繰りに著しい支障を来している等の要件を満たす中小企業者は、政府系金融機関による融資を受けることができます。

##### <主な相談窓口>

(株)日本政策金融公庫 東京相談センター TEL 03-3270-1260  
(株)商工組合中央金庫 お客様サービスセンター TEL 03-3246-9366

### 地方公共団体関係

各地方公共団体においても、融資制度が用意されています。詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。

～ ご相談・ご意見はこちらへ ～

### ○国土交通省

国土交通省各地方整備局等において設置されている「建設業総合相談受付窓口」において、各種の融資制度に関する問い合わせ・相談をお受けするとともに、貸し渋り等の金融機関の融資に関する情報を受け付けます。

##### <受付窓口>

<http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/window.html>  
お近くの地方整備局等にお問い合わせください。

※建設業法令遵守推進本部「駆け込みホットライン」においてもお受けします。

TEL : 0570-018-240(ナビダイヤル)

### ○建設業協会

(社)全国建設業協会及び各都道府県の建設業協会に設置されている「建設業総合相談受付窓口」においても、同様の相談や情報を受け付けます。

##### <受付窓口>

<http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/window.html>

(社)全国建設業協会又はお近くの都道府県建設業協会にお問い合わせください。

※なお、金融機関の融資等に関する情報等は、金融庁・中小企業庁等の以下の窓口でも受け付けています。

##### <受付窓口>

\*「金融円滑化ホットライン」(金融庁) TEL : 03-5251-7755

\*金融円滑化「大臣目安箱」(金融庁等) TEL : 03-3501-2100

<http://www.fsa.go.jp/meyasu/index.html>

※寄せられた情報は、金融庁又は財務省において、金融機関の検査・監督に当たり、貴重な情報として活用しています。なお、金融機関との個別のトラブルについてのあっせん・仲介・調停、金融機関からの報告内容のご説明はできません。

\*「中小企業金融貸し渋り110番」(中小企業庁)

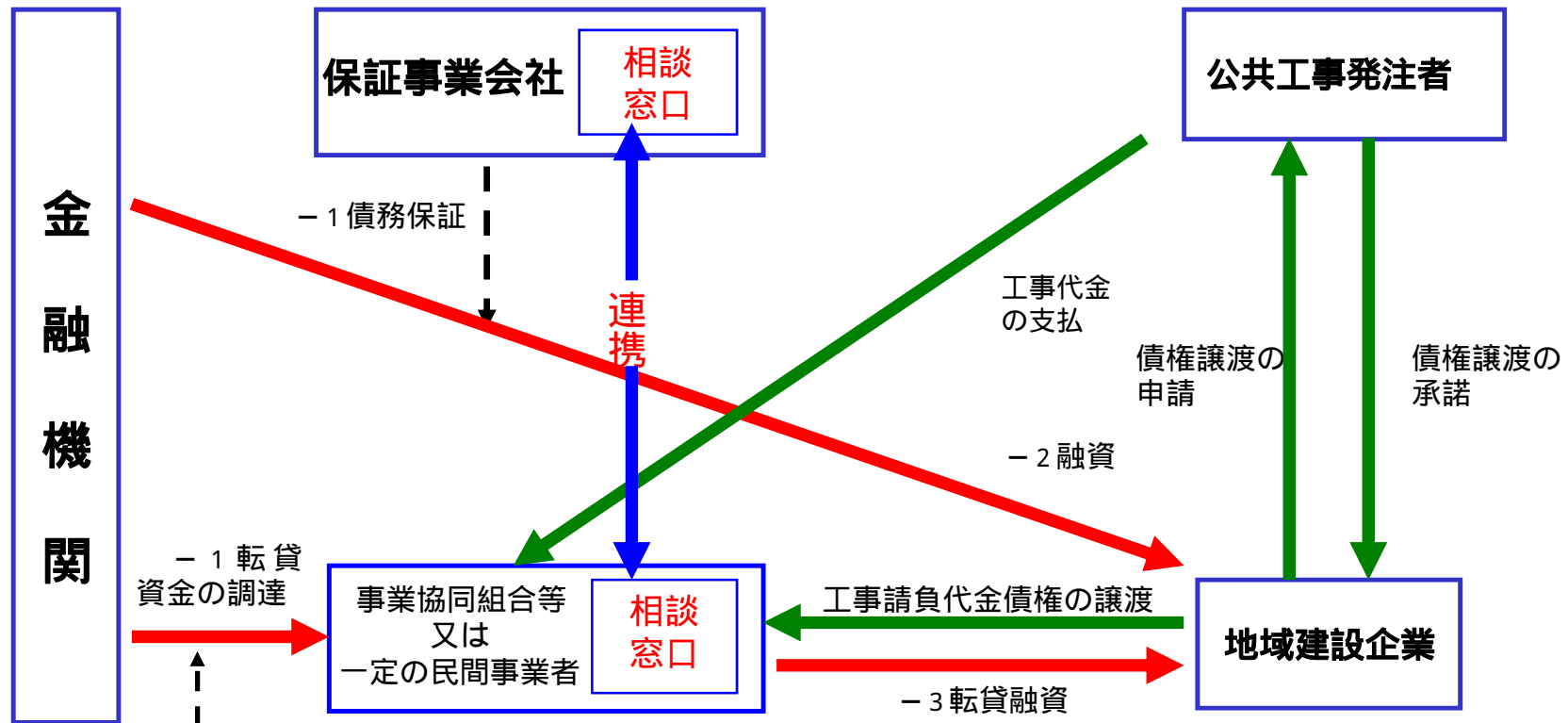
<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/081104kikyuhosho.htm>

お近くの経済産業局にお問い合わせください。

# 【地域建設業経営強化融資制度】

## 1. 各省庁の主な取組

建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を推進。



※建設企業は事業協同組合等(一定の民間事業者)、保証事業会社のいずれかに相談

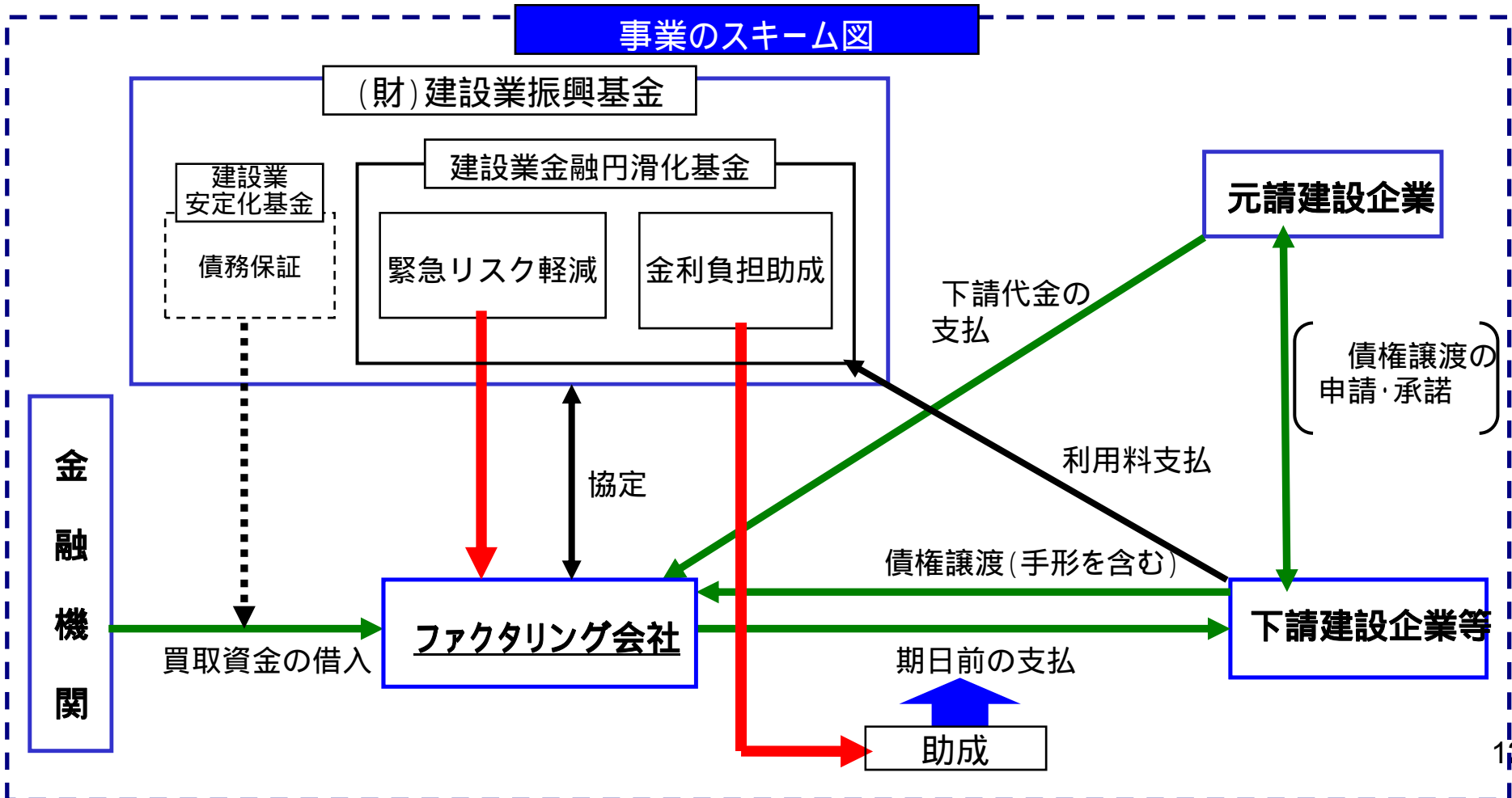
※建設企業は発注者の承諾を得て事業協同組合等(一定の民間事業者)に対する債権譲渡

※建設業振興基金の債務保証と保証事業会社の債務保証を合わせることで、出来高を超える部分を含め融資

## 事業の概要

下請建設企業等の資金繰りの円滑化等を図るため、緊急的に下請建設企業等の保有する債権を買取る事業を実施(平成23年3月31日までの時限措置)。  
下請建設企業等の金利負担の軽減を図るとともに、緊急的にリスク軽減を図るための助成を実施。

## 事業のスキーム図



取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により、**経営の安定に支障を生じている中小企業者について保証限度額の別枠化等を行う制度**

※経済対策に伴い、従来のセーフティネット保証制度を抜本的に見直し、拡充

### 1. 対象となる中小企業者（抄）

- ・ 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者
- ・ 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにも関わらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者
  - **建設業の全業種（平成22年3月31日まで）**

### 2. 保証料率

概ね1%以内で、各保証協会毎及び各保証制度毎に定められている。

### 3. 保証限度額

（一般保証限度額）			（別枠保証限度額）	
普通保証	2億円以内		普通保証	2億円以内
無担保保証	8,000万円以内	+	無担保保証	8,000万円以内
無担保無保証人保証	1,250万円以内		無担保無保証人保証	1,250万円以内

平成21年4月10日に決定された「経済危機対策」において、8,000万円を超える無担保保証のニーズに対して、普通保険での無担保保証に柔軟な対応を行うことが追加され

### 4. 手続きの流れ

本店（個人事業主は主たる事業所）所在地の市町村（又は特別区）の商工担当課等の窓口にて認定申請書2通を提出（その事実を証明する書面等があれば添付）し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことが必要

### 5. 問合せ先

各都道府県等の信用保証協会  
中小企業庁金融課

世界的な金融不安の影響等による金融機関の融資姿勢の厳格化、景気の後退に伴う民間設備投資の減少などにより、建設業が厳しい経営環境にあることを踏まえ、中小企業者への金融の円滑化を図るため、セーフティネット保証（5号）の対象業種として、建設業の全業種と建設関連業を指定（平成20年12月）。

一時的に資金繰りに支障をきたしているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業者に対し融資を行う制度

### 1. 概要

資金名	融資対象者	融資限度 (特別利率適用限度)	融資期間 (据置期間)	主な利率
経営環境変化 対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方 新たに設置された「『生活対策』中小企業金融緊急特別相談窓口」など、特別相談窓口の対象者	中小企業事業 7億2千万円 国民生活事業 4,800万円	設備資金 15年以内 (3年以内) 運転資金 8年以内 (3年以内)	基準利率 基準利率-0.3%
金融環境変化 対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方 国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から借入残高の減少等の取扱いを受けている方	中小企業事業 3億円(別枠) 国民生活事業 4,000万円(別枠)	設備資金 15年以内 (3年以内) 運転資金 8年以内 (3年以内)	基準利率 基準利率-0.3%
取引企業倒産 対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしている方	中小企業事業 1億5,000万円(別枠) 国民生活事業 3,000万円(別枠)	運転資金 7年以内 (1年以内)	基準利率

### 2. 問合せ先

株式会社日本政策金融公庫 全国各店舗

出典：日本政策金融公庫ホームページ  
[http://www.jfc.go.jp/c\\_news/safetynet.html](http://www.jfc.go.jp/c_news/safetynet.html)

## 「専門工事業者の経営力向上研修会テキスト」

平成19年度に、全国の専門工事業者を対象にして、専門工事業者の見積と原価管理の実態等を把握することを目的にヒアリング調査を実施し、当該調査等をもとに「専門工事業者の経営力向上研修会テキスト」を作成。

### < テキストの概要 >

- ・ 専門工事業者の見積と原価管理の実態
  - 実態調査の概要、実態調査結果の概要、「施工条件・範囲リスト」・「実行予算書」を活用した好事例、実態調査結果のまとめと課題
- ・ 専門工事業の経営力向上を図るための提言
  - 施工条件・範囲リストによる見積条件の明確化、実行予算書による原価管理、工事進行基準による収益の認識、自立した積極経営に向けて

## 専門工事業者の経営力向上研修会

専門工事業者の経営力向上、特に原価管理の徹底による利益追求意識の醸成を目的として、「専門工事業者の経営力向上研修会テキスト」を活用した研修会を開催※

※「建設専門業の経営革新支援研修会」((社)建設産業専門団体連合会)の中の一講演として実施

### < 研修会開催実績 >

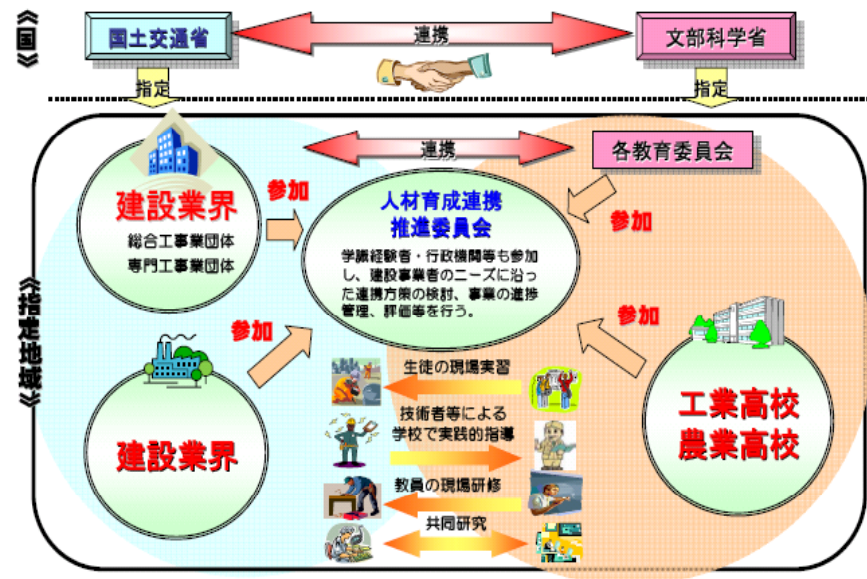
- ・ 開催時期 平成21年1月～2月
- ・ 開催場所 全国10都市(地方整備局等所在都市)
- ・ 研修会・経営相談会の内容
  - 「安心実現のための緊急総合対策・建設業法令順守ガイドライン」
  - 「地域建設業経営強化融資制度」
  - 「建設雇用改善助成金制度の活用」
  - 「建設業退職金共済制度の活用」
  - 「専門工事業者の経営力向上を目的とする調査報告・経営相談会」

## 平成21年度「建設業人材確保・育成モデル事業(専門高校実践教育導入支援事業)」

地域の建設業界と専門高校(工業高校等)の連携による優秀な人材を確保・育成する仕組みを構築することを目的として、地域の建設業界、工業高校等、行政が協働して教育プログラムを開発・実証する地域に対し支援。

### 平成21年度 実施事業地域一覧

	提案事業主体		参加高校
	建設業界	教育委員会	
平成20年度からの継続指定地域	(社)栃木県建設業協会	栃木県教育委員会	栃木県立宇都宮工業高等学校 栃木県立今市工業高等学校 栃木県立真岡工業高等学校
	(社)群馬県建設業協会	群馬県教育委員会	群馬県立前橋工業高等学校 群馬県立高崎工業高等学校
平成21年度新規指定地域	(財)みやぎ建設総合センター	宮城県教育委員会	宮城県古川工業高等学校 宮城県白石工業高等学校
	(社)新潟県建築組合連合会	新潟県教育委員会	新潟県立新潟工業高等学校 新潟県立新発田南高等学校
	(社)兵庫県建設業協会	兵庫県教育委員会	兵庫県立東播工業高等学校 兵庫県立龍野実業高等学校 兵庫県立龍野北高等学校
	(社)長崎県建設業協会	長崎県教育委員会	長崎県立佐世保工業高等学校 長崎県立大村工業高等学校 長崎県立鹿町工業高等学校





## 1. 優秀施工者国土交通大臣顕彰の趣旨

建設産業は、住宅・社会資本整備の直接の担い手として、国民生活の向上に重要な役割を果たす我が国の基幹産業です。建設産業が良質な建設生産物を効率的に供給し、活力と魅力あふれる産業として発展するためには、優秀な人材の確保・育成が必要不可欠となっています。そこで国土交通省では、現場の第一線で「ものづくり」に直接従事している方の中から、特に優秀な技能・技術を持ち、後進の指導・育成等に多大な貢献をしている建設技能者の方を対象として、平成4年より実施してきた優秀施工者建設大臣顕彰を平成13年度より「優秀施工者国土交通大臣顕彰」として継続し、今年度の実施で18回目となります。

## 2. 「建設マスター」は最高峰の技能者

建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰者)は、建設産業に従事している現役の技能者の中で、第一線の現場作業に従事し、卓越した技能・技術を有している「ものづくりの名人」です。

### < 建設マスターの顕彰基準 >

- [1]技能・技術が優秀であること
- [2]T事施工の合理化等に貢献していること
- [3]後進の指導育成に努めていること
- [4]安全・衛生の向上に貢献していること
- [5]他の建設現場従業者の模範となっていること

#### < 職種 >

・アンカー工	・石工	・ウェルポイント工	・ALC工
・解体工	・ガラス工	・機械器具設置工	・軌道工
・橋梁特殊工	・建設機械運転工	・建設機械運転工(海上工事)	
・鋼構造物工	・コンクリート工	・左官工	・さく井工
・シールド工	・しゅんせつ工	・消防施設工	・推進工
・潜函工	・造園工	・大工	・タイル工
・建具工	・注土工	・鉄筋工	・電気工
・電気通信工	・道路標識設置工	・土工	・塗装工
・とび工	・トンネル工	・内装仕上工	・熱絶縁工
・配管工	・板金工	・ブロック工	・防水工
・ボーリング工	・舗装工	・屋根工	・溶接工

## 3. 選考方法

建設業者団体、都道府県、国土交通省地方整備局及び北海道開発局から推薦を受けた方について、優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会において審査・選考しています。

## 1. 設置及び活動目的

建設産業人材確保・育成推進協議会は、都道府県ごとの建設産業人材確保・育成推進協議会(若年建設従事者入職促進協議会)等の全国組織として平成5年8月に設置されたものであり、建設産業への入職の促進にとどまらず、入職後の人材育成・活用・定着等幅広い人材対策の総合的な推進を活動目的としている。

## 2. 重点事項

「技術と技能に優れた人材が生涯を託せる産業を目指して」を目標として、以下の内容に重点を置いた活動を実施する。

- (1) 人材の確保・定着に資する建設労働の社会的評価の向上
- (2) 教育訓練機会の確保と訓練効果の向上
- (3) 建設業退職金共済制度等の福利厚生制度の推進
- (4) 基幹技能者その他の資格制度の活用推進

## 3. 人材協による人材育成・対策の大臣表彰

全国8ブロック(北海道・東北、関東甲信越、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄)で公募した人材の確保・育成や雇用労働条件の改善等に功績のあった企業のうち、優秀なものについて国土交通大臣顕彰又は総合政策局長を授与している。

## 4. 平成20年度 大臣顕彰例

企業名: 株式会社 下河原組(岩手県)

- ・ 建設業の仕事を正確に理解してもらうために、地元の中学生を対象とした「インターンシップ活動」を実施。
- ・ 社員の資格取得費用に対する全額負担や一定の資格取得後の手当支給、さらに社員の士気と生産性の向上を高めることを目的とした表彰制度を設け、社員の評価・処遇等を体系的に整備。
- ・ 次世代の子供達が一人生でも多く、「将来、建設産業に携わりたい」と感じてもらえるように、除雪ボランティア等様々な地域活動に参画。

企業名: 砺波工業 株式会社(富山県)

- ・ ものづくりの素晴らしさを伝えるために中学生や高校生を対象とした「インターンシップ活動」を実施し、現場を通じた建設業のイメージアップを推進。
- ・ 社員のやる気と努力の功績に応えるために、資格取得費用に対する補助及び資格取得後の手当の支給、さらに社員の能力向上や意識高揚を目的とした表彰制度を設け、社員の評価・処遇等を体系的に整備。
- ・ 女性進出の機会を増やすとともに女性の雇用安定を図るため、育児休業と介護休業の二つの制度を制定。

建設分野の技術革新を推進していくため、国土交通省の所掌する建設技術の高度化および国際競争力の強化、国土交通省が実施する研究開発の一層の推進等に資する技術研究開発に関する提案を研究者から広く公募する競争的資金制度です。優秀な提案に対し、予算の範囲内において、補助金(建設技術研究開発費補助金)を交付するもので、平成13年度(2001年度)に創設されました。

### 1. 基礎・応用研究開発公募

建設以外の他分野を含めた広範な学際領域との連携を積極的に行い、将来(概ね10年後の実用化を想定)、実社会での波及効果の大きい研究開発課題に対する公募。

### 2. 実用化研究開発公募

地域のニーズ等に応じた実用化に近い(概ね5年後の実用化を想定)技術研究開発のテーマに対して、地域の産学官連携等により研究開発を推進する課題に対する公募。平成17年度に創設された公募区分。

### 3. 政策課題解決型技術開発公募

国土交通省が定めた具体的な推進テーマに対して、迅速に(概ね2~3年後の実用化を想定)成果を社会に還元させることを目的とした政策課題解決型(トップダウン型)の公募。平成20年度に創設された公募区分。

出典:国土交通省HP「建設技術研究開発助成制度とは」

## 平成21年度建設技術研究開発助成制度 公募概要 別紙2

### 1. 基礎・応用研究開発公募

建設以外の他分野を含めた広範な学際領域との連携を積極的に行い、将来(概ね10年後の実用化を想定)、実社会での波及効果の大きい研究開発課題に対する公募

#### ◆基礎・応用研究開発公募 公募課題

- ①「災害時への備えが万全な防災先進社会」の実現
- ②「洪水等による被害のない持続的発展が可能な水活用社会」の実現
- ③「曜日時間を大幅に短縮し国土・都市の機能喪失と経済的損失のない社会」の実現
- ④「世界一安全でインテリジェントな道路交通社会」の実現
- ⑤「犯罪等に強い街」の実現
- ⑥「ユニバーサル社会」の実現
- ⑦「地域公共交通の活性化・再生による活力ある地域」の実現
- ⑧「多様な住まいやライフスタイルを可能とする社会」の実現
- ⑨「住宅・社会資本の整備・管理が効率化、高度化された社会」の実現
- ⑩「世界一の省エネ、省公害、健康社会」の実現
- ⑪「日本の四季を実感できる美しく快適な都市」の実現
- ⑫「健全な水循環と生態系を保全する自然共生型社会」の実現
- ⑬「気候・環境の変化に強い社会」の実現

※国土交通省技術基本計画(平成20年4月)の「目指すべき社会」を公募課題として設定

#### ◆基礎・応用研究開発公募 予算規模

公募区分	初年度申請限度額	総額	応募条件	最大交付可能期間
基礎・応用(Aタイプ)公募	—	50,000千円まで	—	3年間
基礎・応用(Bタイプ)公募	10,000千円未満	20,000千円まで	※若手研究者の条件を満たすこと	3年間

※若手研究者:平成21年4月1日時点で、40歳未満(昭和44年4月2日以降に生まれたもの)または常勤職(任期付き任用含む)に就いて研究経歴が5年以内の研究者

### 2. 実用化研究開発公募

地域のニーズ等に応じた実用化に近い技術研究開発のテーマに対して、地域の産学官の連携等により、研究開発を推進する課題に対する公募(概ね5年後の実用化を想定)

#### ◆実用化研究開発公募 公募課題

##### ①ICTを活用した調査、設計、施工(監督・検査)に関する研究開発

『3次元CADに関する調査、設計に関する技術開発』、『情報化施工などの施工に関する技術開発』、『ICTなどを活用した資材調達、現場管理』等

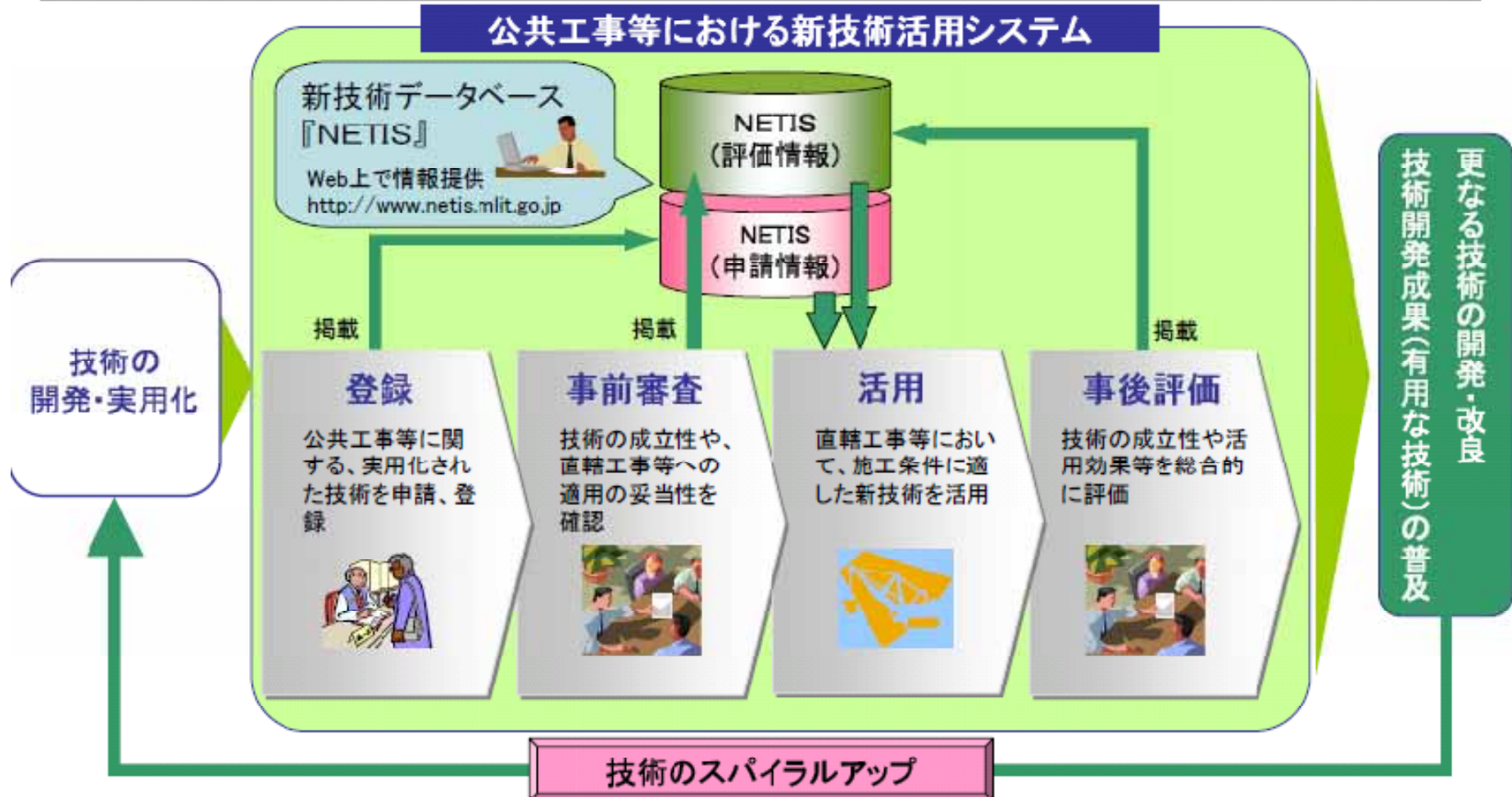
##### ②社会資本の維持管理の効率化に関する研究開発

『予防保全の概念を取り入れた社会資本維持管理の技術開発』、『社会資本の長寿命化に関する技術開発』、『社会資本の点検・健全度評価・劣化予測に関する技術開発』等

#### ◆実用化研究開発公募 予算規模

公募区分	初年度申請限度額	総額	応募条件	最大交付可能期間
実用化公募	—	20,000千円まで	—	2年間

民間事業者等により開発された有用な新技術を公共工事等において積極的に活用・評価し、技術開発を促進していくためのシステム。



# 【建設業と地域の元気回復助成事業】

地域の中小・中堅建設業者が、その保有する人材、機材やノウハウ等を活用し、農業、林業、福祉、環境、観光等の異業種との連携等により、建設業の活力の再生、雇用の維持・拡大や、地域の活性化を図るため、連携事業に関する検討や試行的実施に当たって必要となる経費を助成。

**国** (事業資金は(財)建設業振興基金より助成)

## 協議会

- ・ 地域での連携に向けた合意形成
- ・ 専門家による指導、職員の研修
- ・ 連携事業の実施に当たっての障害除去、資機材の確保・活用、立ち上げ支援
- ・ 販路開拓、広報
- ・ 連携事業の試行的実施
- ・ 地域建設業の活性化方策
- ・ その他

※協議会の構成員は以下の通り

建設産業団体 地方公共団体  
農協、森林組合、社会福祉協議会、観光協会 等の関係団体  
3社以上の中小・中堅建設企業 その他必要と認める者

( 、 は必須メンバー( は地域に適切な団体がない場合は不要)、 は任意)

連携事業の実施等による地域建設業の活性化

建設業と地域の元気回復

## 事業のポイント

1協議会当たり、2次募集で2,000万円を上限に助成します  
(概算払により助成を受けることも選択可能)

1協議会当たりの助成金の上限額は2,000万円で、希望により概算払で助成を受けることもできます(あらかじめ精算払か概算払かのどちらかを選ぶ必要があります。)

協議会には「事業管理者」が必要です

助成金の交付申請、資金管理等の責任者として、協議会に事業管理者(法人格を有する建設産業団体又は地方公共団体のいずれか。)を置く必要があります。

事業実施期間は最長で平成23年2月まで

第1次募集で選定された場合、最長で約1年8ヶ月にわたって事業に取り組むことができます。

必要となる機械・器具類の導入も可能です

助成総額の原則1/4以内で可能です(ただし、取得した財産等の処分には一定の制限が課せられます。)

第2次募集は9月1日(火)～9月30日(水)まで

第2次募集では、概ね50件程度を選定予定です。

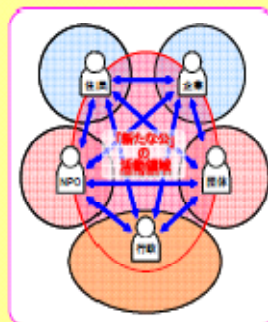
## 「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業

資料3

国土形成計画が掲げる「新たな公」による地域づくりの全国展開を促し、地域活性化や国土管理上の諸課題への対応を図るため、高齢化等によりコミュニティ機能が低下している集落等において、住民、地域団体、NPO等の多様な主体が協働し、地域の伝統・文化等の埋もれゆく地域資源を活用してコミュニティを創生しようとする活動をモデル的に実施する。

### 「新たな公」の概念

行政だけでなく、住民、地域団体、NPO等の多様な民間主体を地域づくりの担い手と位置づけ、これらの主体が従来の公の領域に加え、公共的価値を含む私の領域や公と私の中間領域で協働する仕組み



従来の私の領域で公共的価値を含む活動



空き店舗を託児所に活用した中心市街地活性化 (高知市)

公と私の中間的な領域を新たに担う活動



NPO等による過疎地有償運送(長野県中川村)

従来の公の領域で民間が主体的に担う活動



市民との協働による河川敷の清掃活動(熊本県白川)

### モデル事業の実施

○「新たな公」によりコミュニティを創生しようとする活動を民間団体から募集・選定し、モデル的に実施。

【テーマ例】

- ★集落機能の維持
- ★森林等の管理・利活用
- ★二地域居住等地域間交流の促進

○複数年度の継続的な事業実施により「新たな公」の持続的な活動の定着・全国展開への道筋をつける。

○モデル事業のフォローアップを実施し、活動の継続状況や新たな活動その他の波及効果を検証するとともに、事業により蓄積されたノウハウの共有化を図る。

### 「新たな公」による活性化活動のイメージ例

# 【我が国建設業の国際競争力の強化】

1. 各省庁の主な取組 (国土交通省総合政策局国際建設市場室)

建設業における海外マーケットの持続的な拡大を受け、基本方針2008等を踏まえて、建設業を国際競争力ある成長分野とすべく、我が国建設業の国際展開への支援を抜本的に強化する。

## メイドインジャパン戦略展開の必要性

・基本方針2008や経済成長戦略大綱において、建設業について、国際展開を支援し、国際競争力のある成長分野とすることが求められている。

## 海外建設市場の重要性

・海外建設市場は、アジア、中東等の大きなインフラ需要等を背景に拡大している。(07年度は2年連続過去最高額を更新、約1.7兆円を記録)

### 建設業の国際展開への人材確保支援

海外建設市場における安定的な事業の実施は、我が国において長年にわたって蓄積されてきた施工等に関するノウハウを熟知するとともに、現地の事情にも精通した優秀な人材なしには困難だが、その確保は容易ではない

海外建設工事等に必要な技術やノウハウを有する人材の安定的な確保が必要

#### 「海外人材情報プラザ」の設置

- ・帰国する在日外国人研修生等
- ・豊富な経験・知見を持つ海外建設事業従事者OB
- を登録・ネットワーク化

### JAPAN建設ブランドの普及への支援

我が国建設業の国際展開には、技術力や高品質・工程管理等の強みや国内外の施工実績を、進出国の政府高官や将来の発注者や地元関連業界等に対して幅広く認知させることが必要

JAPAN建設ブランドの普及による我が国建設業のプレゼンス強化が重要

#### プレゼンス強化策の実施

- ・トップセールスの実施
- ・官民合同ミッションの派遣
- ・国際見本市への参加
- 等

### 地方・中小企業の海外進出支援

国内市場の縮小に伴い、我が国の地方・中小建設企業は体質強化が急務。こうした中で、自社の保有する優れた建設技術を活かした海外進出も重要な選択肢であるが、海外ビジネスのノウハウ、ネットワーク等がないことなどにより、実現は容易ではない

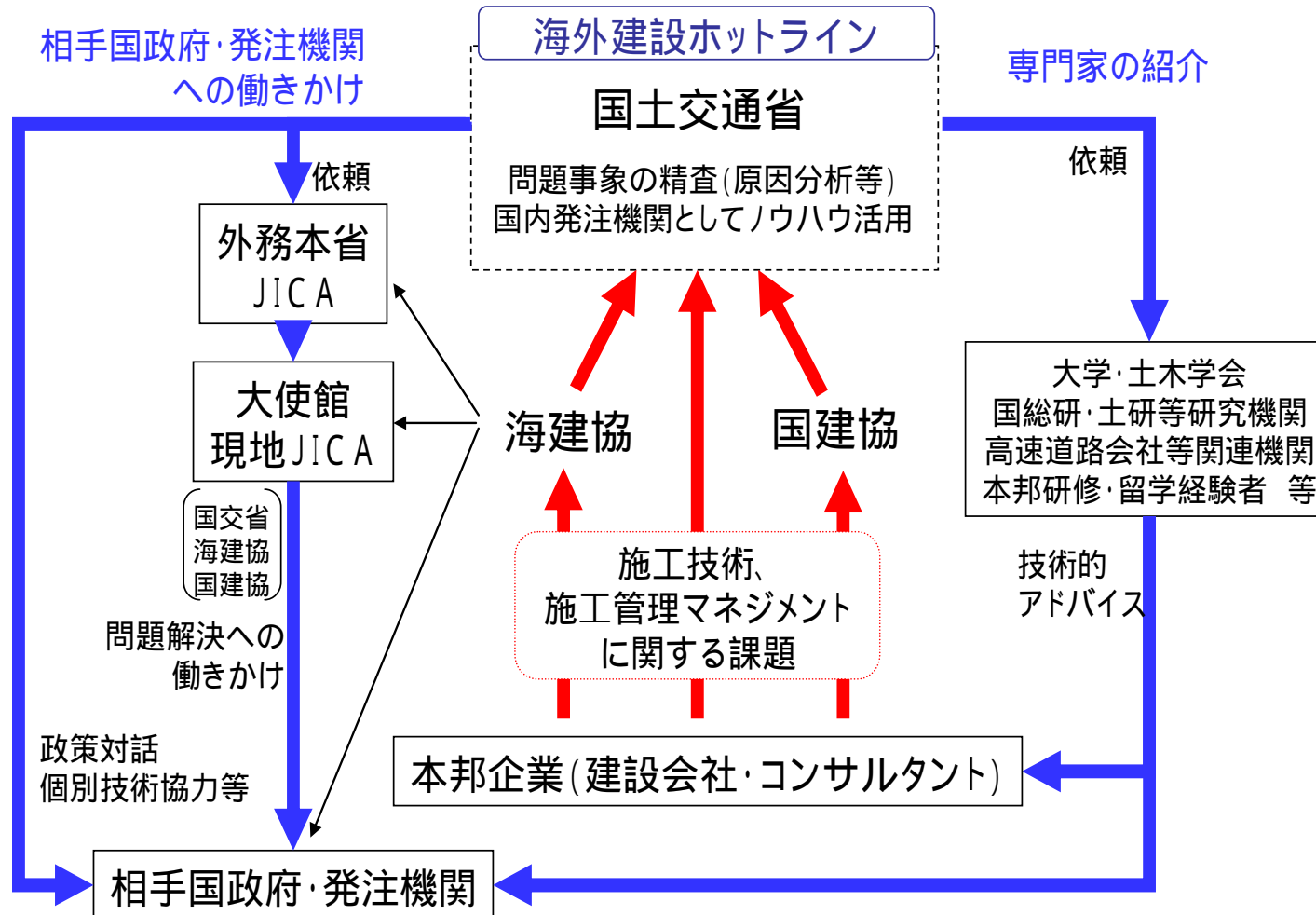
海外ビジネスのノウハウ等が不足する地方・中小建設企業を支援が必要

#### 海外進出支援策の実施

- ・「海外進出ビジョン・マニュアル」の作成
- ・プロジェクト情報の収集
- ・海外の発注者等とのビジネスマッチング 等

我が国建設業の国際競争力の強化を推進

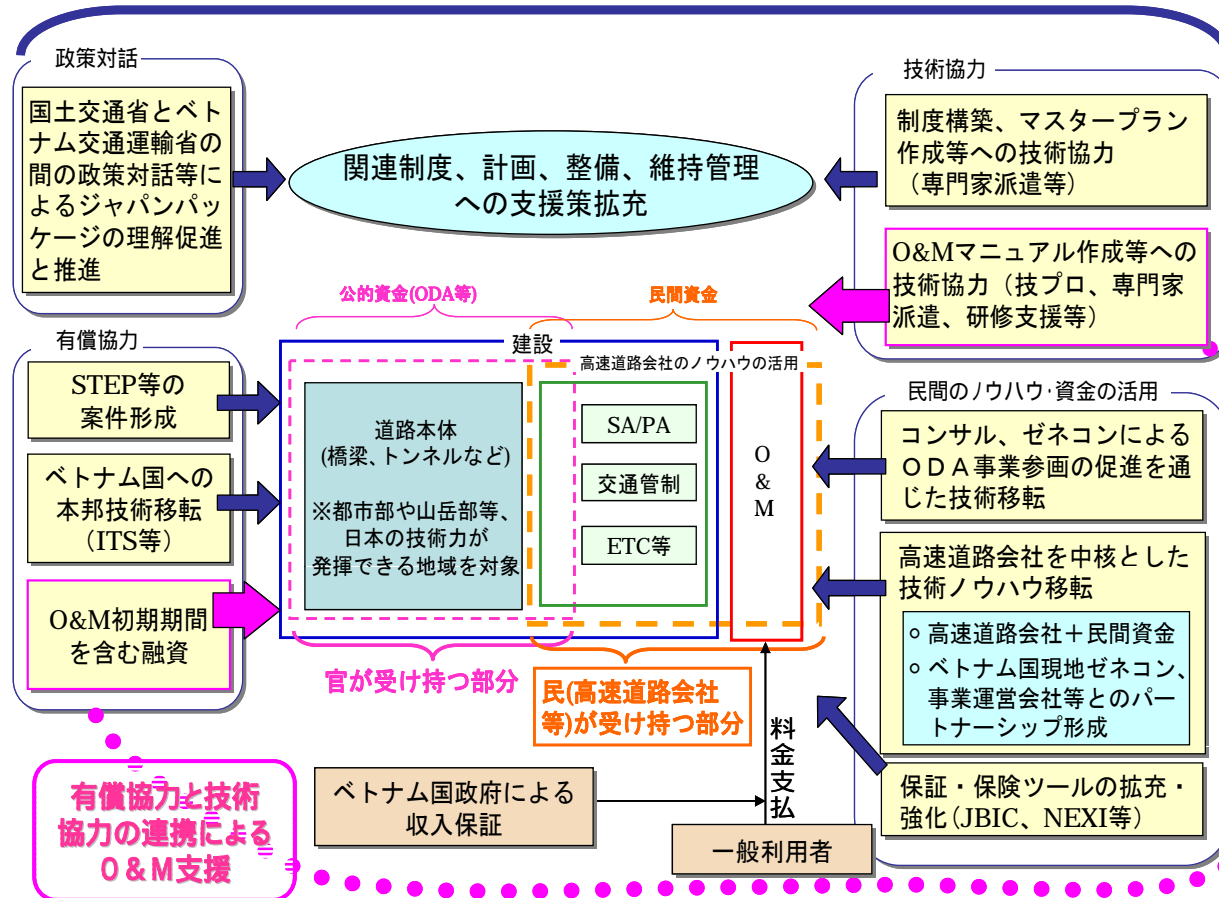
・価格競争力の高い新興国の台頭により、海外建設工事の受注に向けた競争が激化する中、官民連携により技術力の一層の強化を図ることが必要であるため、海外建設プロジェクトに係る施工技術、施工管理マネジメントに関する相談窓口として『海外建設ホットライン』を平成21年5月に開設。相手国政府・発注機関への働きかけや、専門家の紹介等を行っているところ。





・我が国の官民が一体となって、海外におけるPPPインフラ整備プロジェクトを推進していくために、官民研究会(ベトナム(道路)、モンゴル(水資源))を平成20年9月に設置。インフラ分野の計画、整備、運営・維持・管理等に係るわが国の技術・ノウハウを活用しつつ、官民が適切な役割分担のもと連携し、事業の上流から下流までを一体的に支援する「ジャパン・パッケージ」として支援していく。

「ジャパン・パッケージ」によるベトナム高速道路への支援  
 施策の連携によるパッケージ支援



### 【趣旨】

建設生産物は、発注者をはじめ、建設コンサルタント、元請等多数の当事者による共同作業により行われるものであり、発注者が、納税者に対して最も価値の高い建設生産物を提供するためには、関係者間の対等な関係の構築等新たな競争時代に対応した競争性・透明性の高い建設生産システムへの見直しが必要です。


このため、発注者として期待される体制を備えていない場合や工事の態様によって、一般的な発注方法では対応できない場合に、民間事業者のノウハウを活用できる多様な調達手段としてCM方式等を活用することが必要です。

このような状況を踏まえ、国土交通省では、平成19年度より、CM方式を活用する地方公共団体を対象にモデルプロジェクトとして支援しています(平成19年度実績:3団体、平成20年度実績:6団体)。本事業では、CM方式の導入に係る技術的アドバイスを行うためのCMアドバイザーの派遣や、CM方式を導入する場合に要する費用(委員会等の運営経費等)などの支援を行うとともに、CM方式を導入するにあたっての諸課題をフォローアップします。また、モデルプロジェクトを実施する発注者以外に対しても、希望に応じてCMアドバイザーを派遣し、CM方式の理解を深めることを通じて、その導入促進に努めています。

出典:国土交通省HP「CM(コンストラクション・マネジメント)方式モデルプロジェクト募集(21年度)」について」

### CM方式の導入について

#### 公共工事の入札をめぐる現状と発注者の課題



発注者として、こんな課題を感じていませんか？

- ・技術者が不足しており、設計・積算や施工業者の選定、施工の監督等を適切に行うことができない。
- ・一般競争入札の拡大の中で公共工事の品質確保のためには、施工の監督や設計変更への対応をもり的確に行う必要がある。


また、以下のような工事の発注予定はありませんか？

- ・大規模プロジェクトや高度な機能をもつものなど発注者の経験が少ない案件
- ・事業が分離・分割していることや、事業が複雑し高度な管理が必要な案件
- ・短期的に事業量が増大した場合や限られた工期内で工事を完成させなければならない案件

通常の小規模な事業についても、恒常的に技術者が不足しているような場合にはCM方式の導入により、発注者のニーズに対応して効果的に事業を運行できます。

#### 課題解決の一手法としての、CM方式の活用

工事発注における体制・能力不足を解決する方法として、「CM(Construction Management)方式」を活用する方法が考えられます。



CM方式とは、**発注者の補助者・代行者**であるコンストラクションマネージャー(CMR)が、技術的な中立性を保ちつつ、発注者の側に立って、**設計・発注・施工の各段階**において設計の検討や工事発注方式の検討、工務管理、品質管理、法令遵守などの**各種マネジメント業務の全部又は一部を行う方式**です。

CM方式を活用することで、**発注者の体制・能力の質的・量的補完を図ることができます**。

発注者の実情により補完すべき事項は異なりますので、CM方式の導入は小規模事業であっても可能です。

#### CM方式導入によるメリット

1. 技術系職員が恒常的に不足している場合や、災害復旧工事等の短期的に事業量が増大し又は工期が限られている工事における**発注者の体制・能力の量的補完**
2. 大規模あるいは高度な工事における**発注者の体制・能力の質的補完**
3. 分離発注による**コスト構成の透明化**や発注プロセスの**透明性の確保**を通じたアカウントビリティ(説明性)の向上
4. CMを通じた、**発注者内技術者のマネジメント能力の向上**
5. **地域の建設企業・専門工事業者の育成**

「北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブ」とは、北海道環境イニシアティブの一環として、優れた自然環境を有する北海道の社会資本整備にあたって、特に工事の段階においても、北海道の優れた資源・特性を活かし、様々な先駆的・実験的な環境対策を推進するものです。

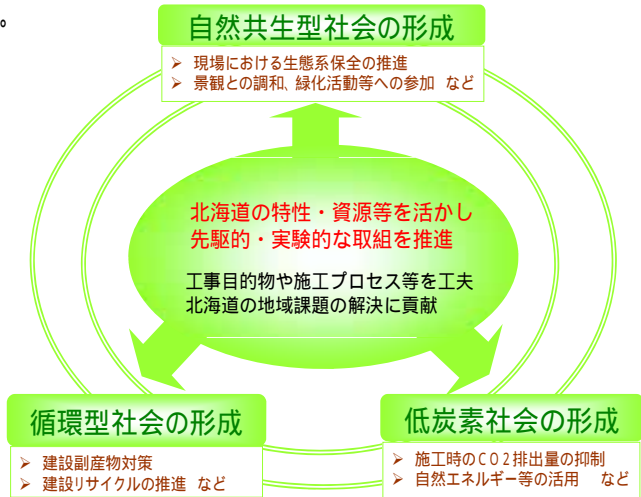
## 背景

- 「自然共生型社会」「低炭素型社会」「循環型社会」の実現に向けた取組を政府として推進。
- 地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画(平成20年7月閣議決定)
- 北海道の特性と地域課題
- 産業廃棄物の約5割が動物の糞尿(水産系廃棄物のホタテ貝殻は全国の9割が北海道)。
- 1人あたりのCO2排出量は全国の1.3倍、産業廃棄物排出量は2.0倍。

## 取組のポイント

工事実施段階における環境対策として、北海道の資源や特性を活かした先駆的・実験的取組を積極的に推進する。北海道の地域課題の解決に加え、他地域の共通的な課題に対する先導的な取組を推進するとともに、現場毎の創意工夫の取組を着実に推進する。

優れた取組を支援する制度・仕組みの積極的な導入を図る。



## 主な取組

### 北海道の資源や特性を活かした先駆的取組例

- 農水産業から発生する貝殻や糞尿等を建設現場で有効活用し地域の廃棄物量の低減を図りました。
- 道内に豊富に存在するバイオマスエネルギー等の有効活用を地域とも連携しながら実施しました。
- 今後とも、現場特性に応じた取組拡大を進めていきます。



地域から発生する浄水汚泥と家畜糞尿堆肥を法面植生基材として有効利用。



地域水産業から発生するホタテ貝殻等を埋立資材として有効利用。

### 優れた取組を支援する制度・仕組みの構築

H20より全工事対象に地球環境対策を総合評価落札方式の評価項目に導入

- 環境に対する意識向上と取組の拡大を目指し、平成20年8月より全工事を対象に、「地球環境対策」について技術提案を求め、評価点数に新たに加点1点を実施。

#### 加点1点の概要

##### 加点対象

法令等で標準的に定められた対策以外の取組であり、履行の確認が可能な技術提案を加点対象。

##### 提案の状況

- 提案のあった工事件数:発注工事の83%
- うち提案が評価された割合:提案工事の83%
- 提案内容の傾向:自然共生型社会...39%
- 循環型社会...14%
- 低炭素社会...47%

#### アンケート調査結果

- 意識変化とさらなる取組拡大への要望について、提案のあった工事の現場担当者を対象に実施。
- 環境に対する意識:意識が変わった...30%
  - (加点1点について)意識は変わらなかった...13%
  - どちらも言えない...57%
  - 新たな取組への要望:事例集の作成・配布
  - 設計段階からの環境配慮
  - 取組の「見える化」の実施 など

#### 今後の展開

アンケート調査結果に対して、建設業協会・建設コンサルタツ協会とも協力して事例集の作成等おこなって行きます。

### さらに取組の促進を進めるために

H21年度から優良工事等表彰制度(局長表彰)の選考基準に環境対策を新たに導入し、工事の環境対策で他の模範となる取組をした企業を表彰し、一層の取組拡大を目指します。

↑11月末時点で提案のあった工事を対象に集計

## 2. 北海道庁の主な取組

【施策の取りまとめ】		【新事業・新分野進出】	
北海道建設産業支援プラン	…29	農商工連携型地域中小企業応援ファンド	…37
【経営情報・アドバイス】		建設業等経営革新補助金	…38
北海道・地域建設業サポートセンター	…30	産学官連携型クラスター整備事業	…39
		建設業等新分野進出支援地域連携事業	…40
【融資・税制等】			
北海道中小企業総合振興資金	…31		
新生ほっかいどう資金(新たんぽぽ資金)	…32		
【雇用・人材育成】			
新一村一雇用おこし事業	…33		
経営力強化・新分野進出支援人材育成事業	…34		
建設業経営検討支援ゼミナール	…35		
建設業合併等検討支援事業	…36		

北海道建設産業支援プラン【事業編】(平成21年3月改訂)より、  
「緊急的に取り組む支援策」  
「平成21年度に新たに取り組む支援策」を抜粋

### 北海道建設産業支援プラン

(北海道建設業サポートセンター)

H20年3月に、これまでの振興策に引き続き、「建設業本業の強化」を主体とする支援策を盛り込んだ「北海道建設産業支援プラン」を策定(【事業編】H21.3改訂)  
 「支援プラン」においては、道の「新たな行財政改革の取組み」を改訂した「新たな収支対策」による、公共事業縮減の影響を少しでも緩和できるよう、緊急的な対策についても取りまとめ

### 【支援プランにおける4つの改革と道の取組体系】

相談・支援体制の強化	北海道建設業サポートセンター運営 地域建設業サポートセンター設置	新分野進出	新分野進出への支援のために 新分野進出に向けた情報提供の実施、相談体制の整備 企業の取組段階に応じた総合的な支援
1. 意識改革	法令遵守のために 建設業など法制度の遵守の指導 業界団体等への「建設業法令遵守ガイドライン」の周知徹底 建設工事下請状況等調査の実施 安全点検推進事業(安全パトロールの実施) 建設業法に基づく監督処分等の厳正な対応 建設ホットラインの拡充	一次産業・関連ビジネス等への参入のために 環境リサイクル関連ビジネス等への参入のために	メールマガジンの発行 新分野進出優良建設企業表彰及び優良事例発表会 中小企業経営資源強化対策事業(再掲) 地域経済活力向上支援事業 建設業等経営革新補助金(再掲) 新一村一雇用おこし事業 農商工連携型地域中小企業応援ファンド 中小企業応援ファンド 中小企業競争力強化促進事業 産業官連携型地域クラスター整備事業 地域政策総合補助金(新産業創造事業) 中小企業総合振興資金(再掲) 新生ほっかいどう資金(再掲) 競争入札参加資格審査における新分野進出に対する技術・社会点の加算 建設業等新分野進出支援地域連携事業 農業経営総合支援事業(担い手育成支援事業、コントラクター活動支援事業、特設法人参入支援事業) リサイクル技術研究開発補助事業 循環資源利用促進施設整備整備費補助事業 リサイクル産業創出事業費補助事業 循環資源・リサイクル製品情報ネットワーク支援事業 中小企業リサイクルアドバイザー派遣事業 循環資源利用促進推進連合会対策事業 循環型社会形成数値的推進事業 建設業等雇用対策訓練(在職者訓練) 新一村一雇用おこし事業(再掲) 経営力強化・新分野進出支援人材育成事業
2. 経営の改革	建設業本業の強化 経営力の向上のために 経営体質強化に向けた情報の提供・相談体制の整備 競争力・経営基盤強化に向けた融資・補助などによる支援	3. 人づくりの改革	人材育成と雇用創出のために
建設業経営効率化の促進のために	建設業経営戦略指導事業 中小企業経営資源強化対策事業 移動中小企業経営相談事業 建設業経営検討支援セミナー 設備資金貸付事業・設備貸与資金貸付事業 中小企業総合振興資金 新生ほっかいどう資金 建設業等経営革新補助金(拡充) ISO14001(環境管理に関する国際規格)や北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)などの環境管理システムの認証 ゼロ成長ゼロ負債など債務負担行為の活用 三者検討会の拡充 専門技術者養成講座の開催 地方建設業経営効率化協議会の開催 電子調達(CALS/EIC)の普及促進 専門技術者養成講座の開催(再掲)	人材の確保・育成のために 就業環境の改善・雇用の安定のために	事業内職業訓練事業費補助 産業員教育(労働関係功労者) 技能士雇用制度 専門技術者養成講座の開催(再掲) 経営力強化・新分野進出支援人材育成事業(再掲) 建設業改善法普及啓蒙 建設業改善優良事業所表彰 中小企業労働福祉推進事業 誰もが働きやすい職場環境づくり事業 中小企業労働相談 安全点検推進事業(安全パトロールの実施)(再掲) 建設業退職金共済制度実施調査の実施 冬期増給給付金増額事業 季節労働者連帯雇用促進地域対策事業 季節労働者資格取得促進費 通年雇用の実績のある建設業者に対する入札参加資格審査上の配慮(季節労働者通年雇用法申告) 高校生インターンシップ推進事業 高校生建築デザインコンクール事業
技術力向上のために	公共工事における新技術の積極的活用 既存住宅の基本性能の向上 耐震診断・改修を担う人材の技術力の向上 環境共生に配慮した住宅建築技術の開発、普及 住宅建築技術者や住宅関連事業者の技術力の向上 入札参加資格審査等における技術力の評価 総合評価方式の拡充 優れた企業や現場技術者に対する表彰 経営建設共同企業体の活用	4. 施工体制の近代化	適切な元請・下請関係の構築のために
道内中小企業者の受注機 確保のために	中小企業者等に対する受注機会の確保・拡大 一般競争入札における地域要件の設定 分離・分割発注の推進 経営建設共同企業体の活用(再掲) 下請における道内建設業者の活用 他の機関への受注機会の確保の要請	民間需要の開拓・拡大のために	業界団体等への「建設業における生産システムの合理化指針」等の周知徹底 建設業法等法制度の遵守の指導 建設工事下請状況等調査の実施(再掲) 安全点検推進事業(安全パトロールの実施)(再掲) 建設ホットラインの拡充(再掲)
民間需要の開拓・拡大のために	高断熱・高気密住宅や道内産建築部材の特性を生かした販路の拡大 信頼できる成熟した中古住宅市場の形成 既存住宅の基本性能の向上(再掲) 住宅・建築物の耐震化の促進 民間住宅を借り上げる公営住宅整備の推進 経営建設共同企業体の活用(再掲)	企業連携の促進のために	一般競争入札の拡大 総合評価方式の拡充(再掲) 適正な施工体制のチェック 指名停止等の厳正な運用 暴力団排除の徹底 低入札による契約の適正かつ確実な履行の確保 施工体制のチェックの強化
公正な市場環境づくりのために	透明で公正な競争の促進 不良不適格業者の排除 適正な施工の確保		

緊急的に取り組む支援策  
平成21年度に新たに取り組む支援策

### 北海道・地域建設業サポートセンターの設置

(北海道建設業サポートセンター)

H20年4月に、建設業の事業者からの相談に応じ、各種支援制度や担当窓口の紹介、建設事業者の取組事例の紹介等を行う「北海道建設業サポートセンター」を設置

H21年4月に、「北海道建設業サポートセンター」の地域展開により、相談者のニーズに応じたきめ細かな支援と利便性の向上を図る「地域建設業サポートセンター」を各支庁建設指導課に設置

相談方法	電話及び来訪による相談
相談時間	開庁日の9時～12時及び13時～17時
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業の経営支援（経営基盤や技術力の強化、企業連携、融資等）</li> <li>・新たな事業分野への進出支援（環境・リサイクル、農業等）</li> <li>・人材の育成支援 等</li> </ul>
その他	建設工事における元請・下請間等のトラブルの相談は、本庁・支庁の「建設ホットライン」にご相談下さい。

【建設業サポートセンター一覧】

サポートセンター名	〒	住 所	電話番号
北海道建設業サポートセンター	060-8558	北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道 建設部建設情報課	011-204-5810
石狩支庁地域建設業サポートセンター	060-8558	北海道札幌市中央区北3条西7丁目 石狩支庁 産業振興部建設指導課	011-231-4111 内34-463
渡島支庁地域建設業サポートセンター	041-8554	函館市美原4丁目6-16 函館土木現業所 企画総務部建設指導課	0138-47-9465
檜山支庁地域建設業サポートセンター	043-8558	檜山郡江差町字陣屋町336-3 檜山支庁 産業振興部建設指導課	0139-52-6631
後志支庁地域建設業サポートセンター	044-8588	虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志支庁 産業振興部建設指導課	0136-23-1372
空知支庁地域建設業サポートセンター	068-8588	岩見沢市8条西5丁目 空知支庁 産業振興部建設指導課	0126-20-0066
上川支庁地域建設業サポートセンター	079-8613	旭川市永山6条19丁目1番1号 旭川土木現業所 企画総務部建設指導課	0166-46-5946
留萌支庁地域建設業サポートセンター	077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2 留萌土木現業所 企画総務部建設指導課	0164-42-8447
宗谷支庁地域建設業サポートセンター	097-8558	稚内市末広4丁目2-27 稚内土木現業所 企画総務部建設指導課	0162-33-2529
網走支庁地域建設業サポートセンター	093-8670	網走市北7条西3丁目 網走土木現業所 企画総務部建設指導課	0152-41-0641
胆振支庁地域建設業サポートセンター	051-8558	室蘭市海岸町1条4丁目1番 室蘭土木現業所 企画総務部建設指導課	0143-24-9593
日高支庁地域建設業サポートセンター	057-8558	浦河郡浦河町栄丘東通56 日高支庁 産業振興部建設指導課	0146-22-9291
十勝支庁地域建設業サポートセンター	080-8588	帯広市東3条南3丁目1番地 帯広土木現業所 企画総務部建設指導課	0155-27-8540
釧路支庁地域建設業サポートセンター	085-8588	釧路市浦見2丁目2番54号 釧路支庁 産業振興部建設指導課	0154-43-9191
根室支庁地域建設業サポートセンター	087-8588	根室市常盤町3丁目28番地 根室支庁 産業振興部建設指導課	0153-24-5629

(地域建設業サポートセンターのURLは各支庁のホームページをご覧ください)

### 北海道中小企業総合振興資金

(北海道経済部商工局商工金融課)

「北海道中小企業総合振興資金」は、道内中小企業者等の皆様の経営基盤の強化や事業の活性化を図ることによって、本道産業経済の発展に資することを目的  
 道は、銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関に一定の資金を預託し、各金融機関はこれに自身の資金を加えることによって、中小企業者等の方々に対する融資枠を確保  
 金融機関は、申込のあった都度、審査を行い、また、必要に応じて北海道信用保証協会の保証審査を経た上で、道の定める融資条件により資金を貸付け

#### 【融資対象】

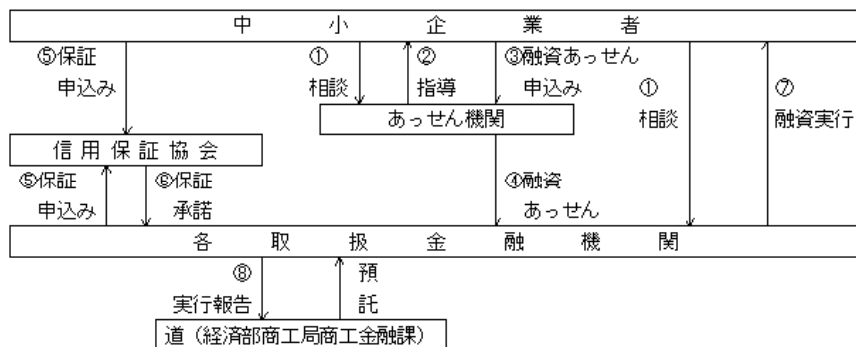
この制度により融資を受けることができる方は、原則として、次のすべての要件を満たし、さらに、各資金の貸付区分ごとに定める要件に該当する方です。

ただし、貸付区分によっては、以下の要件の一部を適用しないものもあります。

1	道内に事業所を有する中小企業者等であること
2	許認可等を必要とする事業にあっては、その許認可等を受けていること
3	北海道信用保証協会の保証対象業種に該当する事業を営んでいること <small>※保証対象業種の詳細(PDF: 約101kb)もご覧ください。  <small>※農業、林業、漁業及び遊興娯楽や金融・保険業などの一部の業種は対象となりません。</small></small>

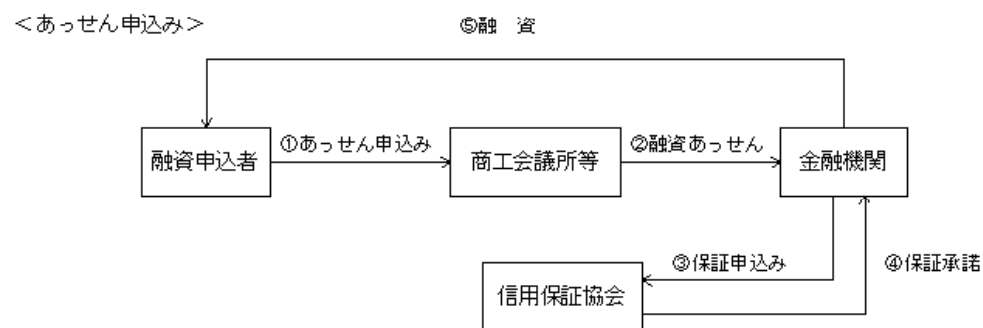
#### 【制度の仕組み】

中小企業総合振興資金のしくみ

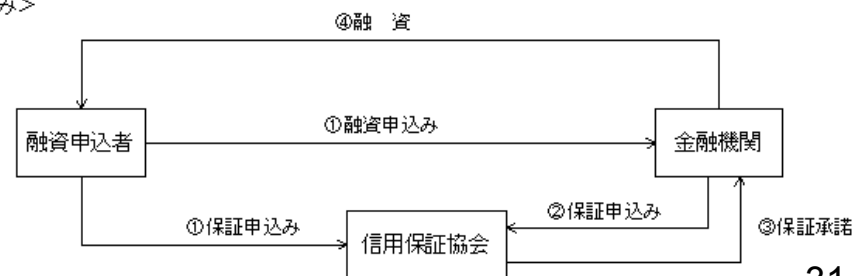


#### 【申込みの流れ】

中小企業総合振興資金の申込みの流れ



<直接申込み>



### 新生ほっかいどう資金（新たんぼぼ資金）

（北海道経済部商工局商工金融課）

道では、平成18年度から実施していた「たんぼぼ資金」をリニューアルし、地域経済活力の向上のため、信用保証協会、金融機関等と連携し、本道経済の担い手である中小企業をはじめとした、経済活動を行う幅広い事業者の方たちに対して、多様な事業資金を円滑に供給

融資メニューとしては、「クイック融資（長期）」、「クイック融資（短期）」、「ワイド融資」

#### 【クイック融資（長期）】

融資対象

中小企業者等（ただし、確定した決算書又は申告書を有する方に限ります）

融資条件

資金用途	事業資金（ただし、不動産の取得には使えません）
融資金額	5,000万円以内
融資期間	10年以内（うち据置1年以内） ただし、1年を超える長期資金に限ります
融資利率	金融機関所定利率
担保及び償還方法	【担保】 必要ありません 【保証人】 個人・・・原則として必要ありません 会社・・・原則として代表者のみを保証人とします 【償還方法】 取扱金融機関の定めるところによります
信用保証	北海道信用保証協会の保証が必要となります

#### 【クイック融資（短期）】

融資対象

中小企業者等（ただし、確定した決算書又は申告書を有する方に限ります）

融資条件

資金用途	事業資金（ただし、不動産の取得には使えません）
融資金額	1,000万円以内
融資期間	6か月以内
融資利率	金融機関所定利率
担保及び償還方法	【担保】 必要ありません 【保証人】 個人・・・原則として必要ありません 会社・・・原則として代表者のみを保証人とします 【償還方法】 取扱金融機関の定めるところによります
信用保証	北海道信用保証協会の保証が必要となります

#### 【ワイド融資】

融資対象

1	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人及び特例財団法人
2	社会福祉法人
3	農業分野へ進出する中小企業者等
4	特定非営利活動法人（NPO法人）
5	創業者（事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始するあるいは2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するものであって、自己資金額が開業に必要な資金の概ね20%に満たない者）

※ただし、次のすべての要件を満たす必要があります。（創業者については、要件を満たす必要はありません）

- (1) 最近1年以上、同一地区内で事業を行っていること
- (2) 所得税、法人税、事業税、道・市民税を完納していること
- (3) その法人に適用すべき会計基準に基づいた財務諸表を作成していること

融資条件

資金用途	事業資金
融資金額	8,000万円以内（運転資金3,000万円以内） ※融資対象4は500万円以内 ※融資対象5は2,500万円以内
融資期間	10年以内（うち据置1年以内） ※融資対象4は5年以内（うち据置1年以内） ※なお、創業者以外の方は、1年以内の短期資金としても使えます。
融資利率	金融機関所定利率
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります
信用保証	融資金額のうち50%に北海道信用保証協会の保証を付けます （残りの50%は保証なし融資）



### 新一村一雇用おこし事業

(北海道経済部労働局雇用労政課)

市町村の地域づくりと連動し、雇い入れを伴う新規開業や新事業展開等を図り、新たな雇用の創出や雇用の維持に取り組む事業者を支援  
 建設業新分野進出においては、補助要件を緩和し、建設業等の新分野進出を促進

対象となる事業費の2分の1(上限250万円)を助成します。  
 1人雇うと30万円を助成します。

#### 1 助成を受けることができる事業者

雇用保険法の適用事業を行う次の法人・個人等であること

- ・中小企業者
- ・中小企業団体
- ・NPO法人
- ・その他地域づくりに資する団体

ただし、直近の6ヶ月間、従業員を事業主の都合により解雇していないこと

市町村から推薦と支援を受けて、道の施策や地域づくりに資する次の事業を行うこと

- ・新規開業、又は新事業展開のうちものづくり、食、観光、IT、バイオ、住宅、環境・リサイクル、生活関連の各分野に進出若しくは建設業等の新分野進出により取り組み、
- ・市町村の基本構想又は独自に策定・公表している地域づくり計画等の推進に寄与する事業

市町村の人口規模に応じて、次の数の常用の従業員を新たに雇い入れること

- ・札幌市 5人以上
- ・10万人以上 4人以上
- ・3万人以上10万人未満 3人以上
- ・3万人未満 2人以上

建設業等の新分野進出事業に係る事業については、既存の従業員を新たに進出する事業に従事させる場合、新たな雇い入れとして換算します。

人口1万人未満の市町村については、特例として、雇用人数2人以上のうち雇用保険の一般被保険者が1人でも認める場合があります。

常用の従業員とは、雇用保険の一般被保険者です。

#### 2 助成額

##### 事業費の助成

事業を実施するために必要となる、設備投資資金、運転資金、試験研究費・開発費を助成します。

助成率 2分の1以内 250万円限度

##### 雇い入れ(賃金)の助成

事業を実施するために新たに雇い入れた常用の従業員の賃金を助成します。雇用保険の一般被保険者 30万円/人(人数制限なし)

事業費における【補助対象経費】は次のとおりです。

設備投資資金	建物、構築物、機械装置、器具備品等設備の取得に要する経費
運転資金	賃借料、広告宣伝費、通信運搬費、外注委託費、旅費、福利厚生費、人材養成費、会議費、印刷製本費、消耗品費、水道光熱費、修繕費、管理費、手数料等事業の運営に要する経費
試験研究費・開発費	試験研究及び開発に要する原材料及び副資材、機械装置の購入等の経費

##### 【補助対象外経費】

- ・事業主及び役員報酬
- ・土地の造成費及び取得費
- ・事務所等の賃借料に係る敷金・各種保証金、電話加入料等返還が予定される金員
- ・原材料及び商品等仕入れ経費
- ・法人への出資金・保証金
- ・有価証券等取得資金
- ・接待交際費、各種税金、各種保険料、支払利息

## 経営力強化・新分野進出支援人材育成事業

(北海道経済部労働局人材育成課)

建設業の新分野進出や経営力強化の促進のため、「北海道職業能力開発協会」への委託事業として実施  
全道各地域の建設業者の人材育成に係るニーズを把握し、コンサルティングを実施し、建設業在職者を対象に、新分野進出や従業員のスキルアップのためのニーズや実情に即したきめ細やかな職業訓練を実施

### 事業概要

道内の建設業における新分野進出や経営力強化を促進するため、建設業者の社員研修(人材育成)のニーズを把握し、コンサルティングにより、きめ細かな研修(訓練)を実施いたします。新分野進出のための技術・技術者の育成や、経営力強化のための技術力の向上など企業の社員研修(人材育成)を支援いたします。

- 1 研修(訓練)を受けることが出来る方**
  - (1) 道内の建設業の社員・従業員
  - (2) 新分野進出、又は、建設業として経営力強化を目指している企業の社員・従業員
- 2 研修(訓練)の内容**
  - (1) 新分野  
(ものづくり産業、食・観光、IT・バイオ産業、サービス業、流通産業、新エネルギー、環境・リサイクル関連産業、住宅関連産業)
  - (2) 経営力強化  
(技術士資格取得や建設業経理士資格取得等を検討されている企業)
- 3 研修(訓練)の人員**

1社 1コース 10人以上  
※1社1名から又は、複数社により弾力的に実施可能
- 4 研修(訓練)の時間**
  - (1) 新分野進出 18時間
  - (2) 経営力強化 18時間  
※12時間以上であれば、実務時間及び時間は弾力的に実施可能
  - (3) 多能工育成 30時間
- 5 研修(訓練)の実施会場**

各企業所轄の道立高等技術専門学院及び地域職業訓練センター等  
※研修内容により会場は設定可能です
- 6 研修(訓練)にかかる受講料(経費)**
  - ・受講料は無料です
  - ・講師手当及び講師旅費、会場費は無料です  
※但し、研修(訓練)実施に係るテキスト代、材料費等は実費負担(1万円以内)となります
  - 研修(訓練)内容により、キャリア形成促進助成金の対象となり資金助成が受けられます  
(キャリア形成促進助成金を活用する場合、事業所において手続が必要となります)

- 無料!** 専門家が御社を訪問し、社員研修(人材育成)のコンサルティングを実施します
- 無料!** 社員研修(人材育成)の研修計画(事業内職業能力開発計画)の作成を支援します
- 無料!** 企業ニーズに応じた研修(訓練)プランの実施を支援します

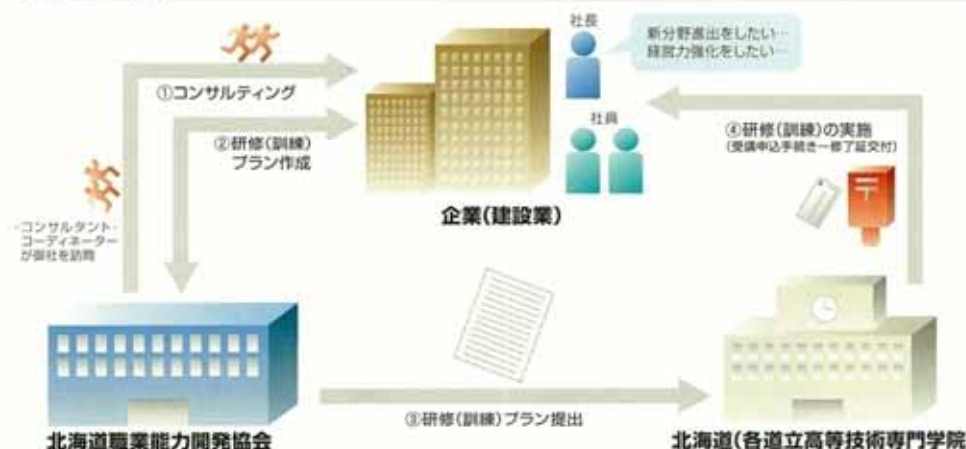
### ◎専門家(コンサルタント)

企業の成長と活力の源泉である社員研修(人材育成)のお手伝いをさせていただきます!

<b>太田 基一</b> 一級建築士 商業施設士 福祉住環境コーディネータ	<b>小松 康晴</b> 中小企業診断士 社会保険労務士 建設業経理士	<b>細田 行洋</b> 中小企業診断士 一級販売士
--	--	----------------------------------

コーディネーター:当協会職員がコーディネート(サポート)いたします。

### ◎フロー図



### 建設業経営検討支援ゼミナール

(北海道建設業サポートセンター)

将来への進むべき方向の検討を始めるきっかけとして、経営相談や融資、企業再生支援などに携わる機関から講師を招いたゼミナールを開催 H20年度は、札幌、函館、旭川、帯広で開催  
ゼミナールの講演内容を取りまとめた報告書を作成

#### 【H20年度の開催概要】

建設投資の急激な減少などにより、道内建設業の経営環境は大変厳しい状況にあり、各企業においては、自社の持つ経営資源に応じた進むべき方向を真剣に考え、実行に移していくことが重要となっております。

このため、北海道では、将来への進むべき方向の検討を始めるきっかけとして、経営相談や融資、企業再生支援などに携わる機関から講師を招いたゼミナールを開催することとしましたので、建設業を営まれる皆様の参加をお待ちしております。

#### 1 参加対象者

建設業の経営者など(建設業に携わる市町村などの担当の方も参加できます。)

#### 2 受講料及び参加社数

受講料無料

募集人数各会場100名(先着順)

#### 3 ゼミナールの内容

「北海道建設産業支援プラン」について(30分)

講師 北海道建設業サポートセンター

内容～「北海道建設産業支援プラン」の概要、建設業の現状と建設業の進むべき4つの選択肢について

「銀行から見た建設業『現状と今後』」(1時間)

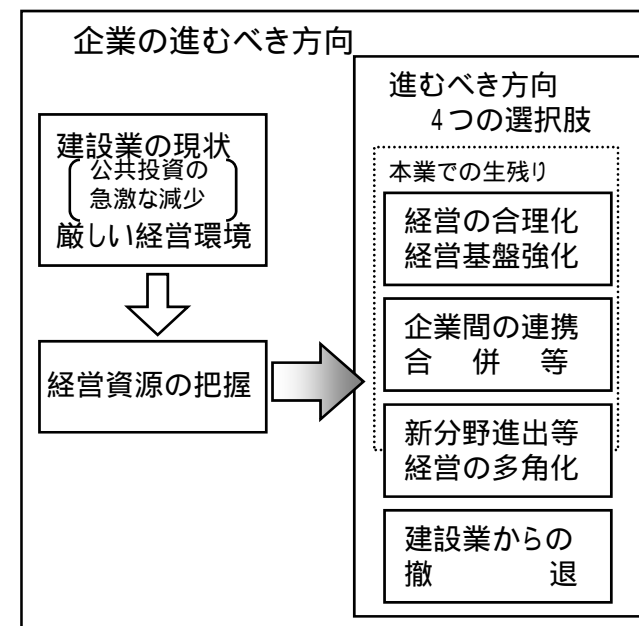
講師 北海道銀行

経済産業調査部長 松本 則 栄 氏  
内容～経営環境の変化と建設業の役割及び建設業の経営課題と経営改革の方向について

「中小企業の再生支援」(1時間) 経営の多角化

講師 北海道中小企業再生支援協議会

プロジェクトマネージャー 橋本 昭 夫 弁護士  
内容～北海道中小企業再生支援協議会の概要と取組状況、建設業界と他業界の相違点について



### 建設業合併等検討支援事業

(北海道建設業サポートセンター)

建設業の経営者を対象に、合併・事業譲渡の実践的な知識や事例に関するセミナーを開催するとともに、合併等マニュアルを作成することにより、企業の経営力・技術力強化の取組を支援

#### 合併等検討支援セミナーの概要

#### 【建設業の合併・事業譲渡】の概要

道庁からのお知らせ

**建設業**  
**合併等検討支援セミナー**  
開催のご案内

道内の建設業は、建設投資の急激な減少など大変厳しい経営環境に直面しており、各企業では、経営体質を強化させる取組が重要となっております。このため、北海道では、こうした取組を検討する建設業の皆様の支援するため、経営力・技術力を向上させる手法の1つである「合併・事業譲渡」をテーマとしたセミナーを開催することとしました。セミナーでは、中小企業診断士の方から「合併・事業譲渡」に関する手続きの概要とポイントなど、また、道の担当者からは建設業許可や道の入札参加の手続き等を講演しますので、建設業の皆様のご参加をお待ちしております。

◇建設業 合併等検討支援セミナー

- 参加対象者  
建設業の経営者など（建設業の振興に携わる市町村、団体などの担当の方も参加できます。）
- 受講料及び募集人数  
受講料 無 料  
募集人数 各会場 100名
- セミナーの内容
  - 「合併・事業譲渡の手続き」について  
講師（旭川会場） 今井経営研究所 所長 今井和弥氏  
（函館会場） 小松労務経営事務所 所長 小松康晴氏  
（帯広・札幌会場） 田中資税理士事務所 所長 田中 資 氏
  - 「建設業許可及び経営事項審査の手続き」について  
講師 北海道建設部建設管理局建設情報課
  - 「道の入札参加の手続き」について  
講師 北海道建設部建設管理局建設情報課

5 時間 各会場 13:00～16:00  
6 開催日時及び会場

開催月日	開催地	会 場	申込締切日
6月2日(火)	旭川市	上川支庁(3階講堂) 旭川市永山6条19丁目 TEL 0166-46-5946	5月22日(金)
6月3日(水)	函館市	渡島支庁(3階講堂) 函館市美原4丁目6-16 TEL 0138-47-9465	
6月5日(金)	帯広市	十勝支庁(3階講堂) 帯広市東3条南3丁目1 TEL 0155-27-8540	
6月9日(火)	札幌市	道庁赤れんが(2階2号会議室) 札幌市中央区北3条西6丁目 TEL 011-204-5810	

◇申込方法 申込書（裏面）によりお申し込みください。

◇主催 北海道（北海道建設業サポートセンター）  
◇問合せ先 北海道建設業サポートセンター  
札幌市中央区北3条西6丁目  
建設部建設情報課建設業サポートグループ（佐竹）  
TEL 011-204-5810（直通電話）

### 建設業の合併・事業譲渡

— 手続きのポイント —

平成21年6月

北海道建設業サポートセンター  
(北海道建設部)

- I 企業連携について
  - 1 企業連携の目的
  - 2 合併と事業譲渡の形態
  - 3 合併手続きフロー図
  - 4 事業譲渡手続きフロー図
- II 合併の手続きについて
  - 1 合併契約書作成までの準備
  - 2 合併契約書の作成・締結
  - 3 効力発生日までの手続き
  - 4 効力発生日以降の手続き
  - 5 適格合併(税制)について
- III 事業譲渡の手続きについて
  - 1 事業譲渡の手続き
  - 2 反対株主の株式買取請求
  - 3 公正取引委員会への届出
  - 4 譲渡会社の競争の禁止等
- IV 建設業許可の手続きについて
  - 1 許可関係の取扱い
  - 2 消滅会社又は譲渡会社に係る施工中の建設工事の取扱い
- V 経営事項審査の手続きについて
  - 1 経営事項審査の取扱い
  - 2 経営事項審査に係る申請等の流れ
- VI 道の入札参加の手続きについて
  - 1 合併・事業譲渡に伴う北海道競争入札参加資格の手続きについて
  - 2 建設工事における北海道の競争入札参加資格に係る合併・事業譲渡の支援策について
- VII 資料
  - 1 合併等に係る建設業許可、経営事項審査、道の入札参加資格申請
  - 2 合併等に関するQ & A
  - 3 吸収合併・事業譲渡契約の記載例
  - 4 通達等
  - 5 道内建設業の現状 6 建設業振興施策に関するフォローアップ調査

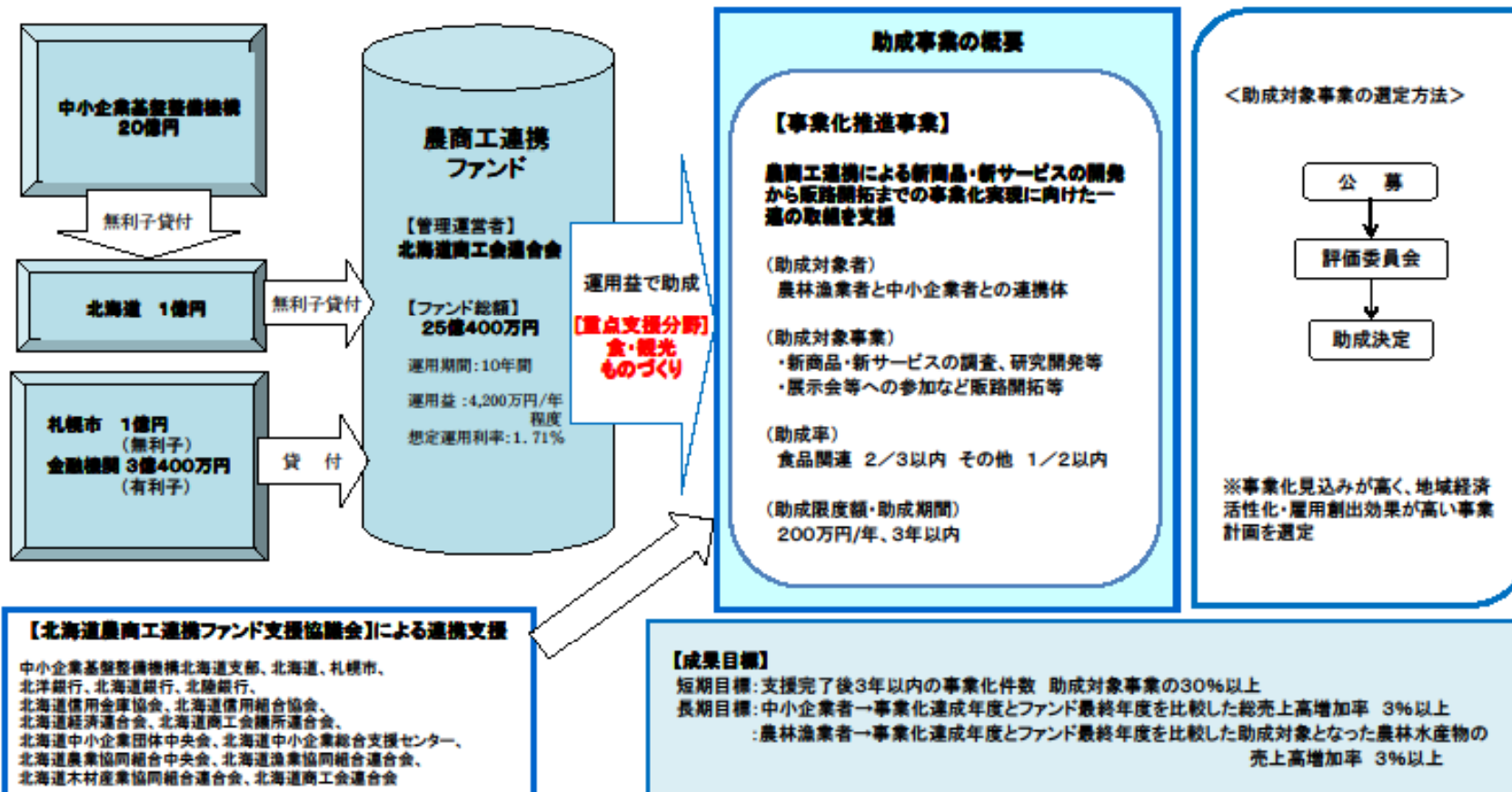
### 農商工連携型地域中小企業応援ファンド

(北海道経済部商工局商工金融課)

北海道農商工連携ファンドの運用益を活用し、小規模事業者等の中小企業者と農林漁業者との連携による新商品・新サービスの開発等の取組に対して助成

#### 【「北海道農商工連携ファンド」スキーム図】

(目的) 「ほっかいどう未来創造プラン」の実現に向け、北海道が優位性を有する農林水産資源を効果的に活用し、中小企業者と農林漁業者の連携体による同プランの「食」「観光」「ものづくり」の各戦略分野における新商品・新サービスの開発等の取組を加速することを目的に、本道独自の「農商工連携ファンド」を設置する。



### 建設業等経営革新補助金

(北海道経済部商工局商工金融課)

H20年度から、公共工事の減少や景気後退の影響が大きい中小建設業者等を対象に、経営革新に向けた新分野進出・新事業展開の事業化計画の実現のため取組を支援する「建設業等経営革新補助金」を創設  
 新商品・新役務の研究開発、事業化、販路開拓、人材育成の取組を対象に、その計画の実施に要する経費の一部を助成

### 【H21年度募集概要(2次募集)】

#### 建設業等経営革新補助金の「新分野進出等事業化計画」を募集します！

新分野進出・新事業展開(以下「新分野進出等」という。)を図ろうとする意欲的な建設業・土木建築サービス業の皆さん、新分野で事業を始める建設業からの転職者の皆さんを応援します。

- ◆ 新製品や新サービスの研究開発、事業化、販路開拓、人材育成に向けた取組に要する経費を助成します。  
 (補助対象経費の2分の1以内、限度額500万円、予算の範囲内で定める額)  
 ※ 本事業は「新分野進出等事業化計画」を募集し、その中から優秀な計画を認定して、その計画の実施に要する経費の一部を助成することとなります。(詳細は「新分野進出等事業化計画募集要領」をご覧ください。)

#### ● 募集対象事業(新分野進出等事業化計画)

対象となる事業は、次のような「新分野進出等事業化計画」です。  
 平成21年度中に、経営革新に向けた新分野進出又は新事業展開のために実施する新商品・新役務の研究開発、事業化、販路開拓、人材育成の取組で、次のいずれかに該当する新分野進出等事業化計画。

区分	定義	件数
(1)新分野進出	①中小建設業者等が行う次のいずれかの取組 建設業以外の分野への進出や公共工事以外受注拡大を目的とする分野への進出など、次のいずれかの取組 ア 建設業等を含む者が行う日本標準産業分類において建設業以外の業種への進出 イ 土木工事等から得意な製品製造業へ進出する取組等 エ 建設業等を含む者が、公共工事以外の受注拡大を目的に行う、日本標準産業分類における建設業内の小分類を異にする業種区分の事業への進出 ウ 土木建築サービス業を営む者が行う日本標準産業分類において土木建築サービス業以外の業種区分の事業への進出 例：建築業からデザイン業へ進出する際の取組等 エ 建設業又は土木建築サービス業を営む者が行う海外進出に向けた取組 例：寒冷地対策技術を活かした海外進出の取組等 ②建設業者等からの転職者が設立した中小企業者が行う、日本標準産業分類における建設業及び土木建築サービス業以外の事業分野に関する事業への進出 例：転職者による業種分野への進出等 ※日本標準産業分類：http://www.stat.go.jp/index/eido/sanryo/19index.htm	16
(2)新事業展開	①新商品・新役務の研究開発(「新商品・新役務」が「新商品」又は「新役務」であること)の導入、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入等を行う取組 例：企業間連携した土木工事業者による木質バイオマスを生産した生協系に優しい建築工事工法の研究開発等の取組等 ②合併、事業譲渡、中小企業団体設立の事業発生日が平成16年1月2日以後のもの	

#### ● 応募要件

応募を希望する方は、次の(1)又は(2)の要件を満たしていることが必要です。

- 中小建設企業等であって、次の要件をすべて満たす者
  - 本道に主たる事務所を有する者
  - 北海道の競争入札参加資格を有している者
  - 次の要件のいずれかを満たす者
    - 最近3年間のうち、いずれか1年間の完成工事高の概ね50%以上が公共工事施工分であるもの
    - 最近1年間のいずれか3ヶ月間の売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率のいずれかが前年同月比で10%以上減少している者(平均売上総利益率及び平均営業利益率については、最近1年間の連続したいずれか3ヶ月間の数値が算出困難な場合、最近決算期において前年比で10%以上減少している者)
  - 認定計画の実行にあたり雇用の維持を図るもの(事業主の都合により解雇しない)
- 認定計画の実行にあたり雇用の維持を図るもの(事業主の都合により解雇しない)

※応募要件を満たした企業から分社化して設立された法人等が実施する場合も同一の要件を満たすものは対象となります。(詳細は「新分野進出等事業化計画募集要領」をご覧ください。)

- 中小企業者又は平成21年度内に事業を開始する者であって、次の要件をすべて満たす者
  - 新分野進出等事業化計画申請年度の前々年度以降に、道内に主たる事務所を有する建設業者等から転職・退任した者であって、一般被保険者等であった者、又は代表権を有しない役員であった者
  - 新分野進出等事業化計画申請年度の前年度から新分野進出等事業化計画の認定の日が属する年度の期間において建設業及び土木建築サービス業以外の事業を開始する(した)者
  - 会社にあつては、建設業者等から転職・退任した者が出資し、かつ代表者となって補助金交付申請を行う日が属する年度の前年度以降に設立した者
  - 認定計画の実行にあたり、一般被保険者等を雇用している場合には雇用の維持を図り、一般被保険者等を雇用していない場合には一般被保険者等を新たに1人以上雇用し、雇用の維持を図るもの(雇用の割合により解雇しない)

#### ● 助成内容

補助対象経費は、知事が認定した新分野進出等事業化計画に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費であって、支庁長が必要かつ適当と認める経費とします。  
 平成21年度内の経費に限ります。  
 ※ただし、いずれも既存事業部分と経理上明確に区分されるものに限り、かつ、

対象となる経費	備考
製品・組立品等への材料及び加工費 試作品等の原材料及び加工費の購入、備蓄物、機械装置及び工具器具等の使用、保守又は修繕等に要する経費	土地、建物の購入及び借借、機材、備蓄物及び工具器具等の購入、商品等の仕入経費は対象となりません。
マーケティング及び広告宣伝、展示会への参加等に要する経費 外注加工等に要する経費	試作品等を除く商品(商品)の製造に係る原材料等の外注加工は対象とはなりません。
検査・分析・調査等の外部委託に要する経費 技術・技能等の習得に係る従業員の派遣費及び受講料等	
建築物の賃借料(建設業者等からの転職者が設立した中小企業者の場合のみ)	
上記に掲げるもののほか、支庁長が必要かつ適当と認める経費	

#### ● 応募のしかた

##### ◆ 新分野進出等事業化計画書の作成・提出

応募される方は、「新分野進出等事業化計画書」に必要書類を添付し、主たる事務所の所在地を管轄する支庁産業振興部商工労働課に、平成21年9月1日(火)から9月30日(水)までに提出してください。(必着)  
 ※1.新分野進出等事業化計画書の提出方法は、各支庁で配付しているほか、道の以下のウェブサイトからもダウンロードすることができます。  
 URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sky/sanshin/kensetsu/kensetuyogyomotome.htm

#### ● 問い合わせ先

詳しくは、最寄りの支庁産業振興部商工労働課又は北海道経済部商工金融課におたずねください。

問い合わせ先	電話番号(直通)	問い合わせ先	電話番号(直通)
石狩支庁	011-204-5929	釧路支庁	0165-33-2925
空知支庁	0118-47-0459	根室支庁	0152-41-0636
十勝支庁	01139-22-6642	網走支庁	0143-24-9389
胆振支庁	0136-23-1363	日高支庁	0146-23-0282
支庁	0126-20-0061	十勝支庁	0155-26-9044
上川支庁	0166-46-5940	釧路支庁	0154-43-9182
室蘭支庁	0164-42-8441	根室支庁	0153-23-6829
北海道経済部商工労働課経費支援グループ 011-204-5332(直通)			

### 産学官連携型クラスター整備事業

(北海道経済部商工局産業振興課)

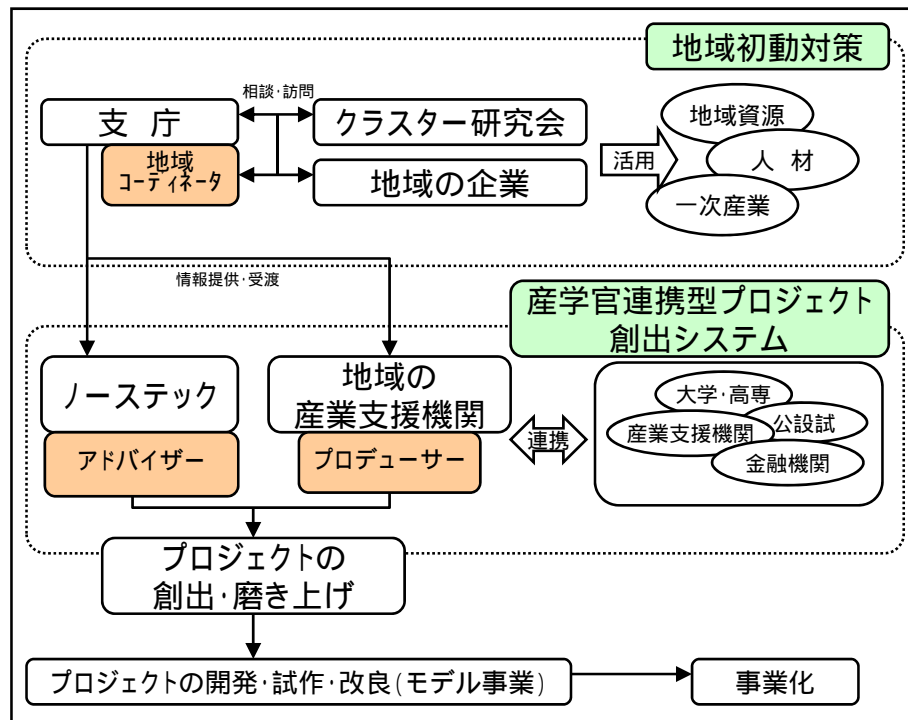
道内全域を対象とした産学官連携による地域主体の産業地域の創出・事業化を推進するため、(財)北海道科学技術総合振興センターや道内6圏域の産業支援機関に対し支援

地域の産業支援機関にプロデューサーを配置し、プロジェクトの課題や分野に対応する大学や産業支援機関が参画するシステムを構築

#### 【事業目的】

道内の大学が有する知的資源や産業支援機関の支援機能等を活用しながら、産学官の連携により、開発、事業化及び販路開拓等を幅広く支援します。

#### 【事業内容】



(地域新ビジネス創出システムの構築)

地域の産業支援機関にプロデューサーを配置し、プロジェクトの課題や分野に対応する大学や産業支援機関が参画するシステムを構築します。

- ・配置場所: 函館、室蘭、帯広、旭川、北見、釧路
- ・プロデューサーが対応できない地域は、ノーステック財団が直接プロジェクトを管理します。
- ・ノーステック財団では、プロジェクトの開発・事業化に際し、問題を解決する各分野の専門家を地域の産業支援機関に派遣します。

(地域新ビジネス創出システムモデル事業)

- 補助対象事業  
地域の産業支援機関が行う、地域の産業特性を活かす、又は地域の先駆的な事業
- 補助対象者

- 地域の産業支援機関及び(財)北海道科学技術振興センター
- 地域の産業支援機関
- 道央圏～(財)室蘭テクノセンター
  - 道南圏～(財)函館地域産業振興財団
  - 道北圏～(株)旭川産業高度化センター
  - オホーツク圏～(社)北見工業技術センター運営協会
  - 十勝圏～(財)十勝圏振興機構
  - 釧路・根室圏～(財)釧路根室圏産業技術振興センター

補助率・限度額

1 / 2以内

補助上限額

600万円

### 建設業等新分野進出支援地域連携事業

(北海道経済部商工局商工金融課)

建設業の新分野進出を一層促進するため、各支庁毎に市町村や建設業協会をはじめ、農協等一次産業団体、商工団体で構成する協議会を設置

地域の関係者相互の情報の共有化や課題解決に向けた取組を支援し、地域における連携協力体制を整備

#### 【背景等】

公共投資の縮減が見込まれる中、建設業の新分野進出・経営多角化が必要とされている。

一方、地域においては農業をはじめ一次産業での担い手確保や環境リサイクルへの対応などへのニーズが高まっており、建設業のこれらの分野への進出が期待されている。

しかしながら、これらの地域ニーズと建設業とを有機的に結びつける仕組みが整っていないことや、関連する許認可等への対応など建設業単独では解決が難しい課題が存在している。

このため、地域が主体となって建設業の新分野進出を支援するための仕組みづくりを促進する。

#### 【展開方針】

建設業の新分野進出等を促進するため、各支庁に「支庁新分野進出支援協議会」を、各市町村に「市町村」新分野進出支援協議会」を設置

#### 【事業内容】

支庁新分野進出支援協議会の開催(14支庁×1回)

< 構成メンバー >

支庁、市町村、支庁段階の関係団体上部組織

< 協議会事業内容 >

・地域の実態を踏まえ、市町村段階における「市町村新分野進出支援協議会」の整備を促す

・地域の取組を支援するため、市町村域をまたぐ取組などの調整

地域連携可能性調査(全市町村)

支庁職員が各市町村を訪問し、地域連携可能性調査、広域調整等を実施



## 3 . 北海道経済産業局の主な取組

建設業を含む中小企業を対象とした取組

【融資・税制等】	
経営革新支援事業	・・42
【経営基盤の強化】	
中小企業地域資源活用プログラム	・・43
【新事業・新分野進出】	
ハンズオン支援事業	・・44
新連携事業(ハンズオン支援事業)	・・45
農商工等連携対策支援事業(ハンズオン支援事業)	・・46
地域資源活用事業(ハンズオン支援事業)	・・47

北海道地方建設産業再生協議会による「北海道地方における建設産業支援プログラム  
(公的支援制度一覧2009)から主なものを抜粋

北海道地方建設産業再生協議会(事務局:北海道開発局、メンバー:北海道労働局、北海道経済産業局、  
北海道地方環境事務所、北海道、札幌市、雇用・能力開発機構、北海道建設業協会)

## 経営革新支援事業

(北海道経済産業局産業部中小企業課)

## 対象となる方

事業内容や経営目標を盛り込んだビジネスプラン(「経営革新計画」)を作成し、都道府県または国の承認を受けた中小企業者、組合等

(注)経営革新計画は、以下の内容を含むことが必要です。

## (1)事業内容

これまで自社で取り組んでいなかった、以下のような新たな事業活動を行うこと。

- 一新商品の開発や生産
- 一新役務(サービス)の開発や提供
- 一商品の新たな生産方式や販売方式の導入
- 一役務(サービス)の新たな提供方法の導入その他の新たな事業活動

## (2)経営目標

経営目標として、付加価値額又は従業員一人あたりの付加価値額が年率平均3%以上伸び、かつ、経常利益が年率平均1%以上伸びる計画となっていること。

(※)付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

## 支援内容

経営革新計画の承認を受けると、以下のような各種の支援策がご利用になれます。

(注)支援策を受ける際には、別途支援機関の審査が必要です。

- (1)政府系金融機関による融資制度
- (2)信用保証の特例
- (3)課税の特例(設備投資減税)
- (4)特許料等の減免措置
- (5)中小企業総合展
- (6)販路開拓コーディネート事業

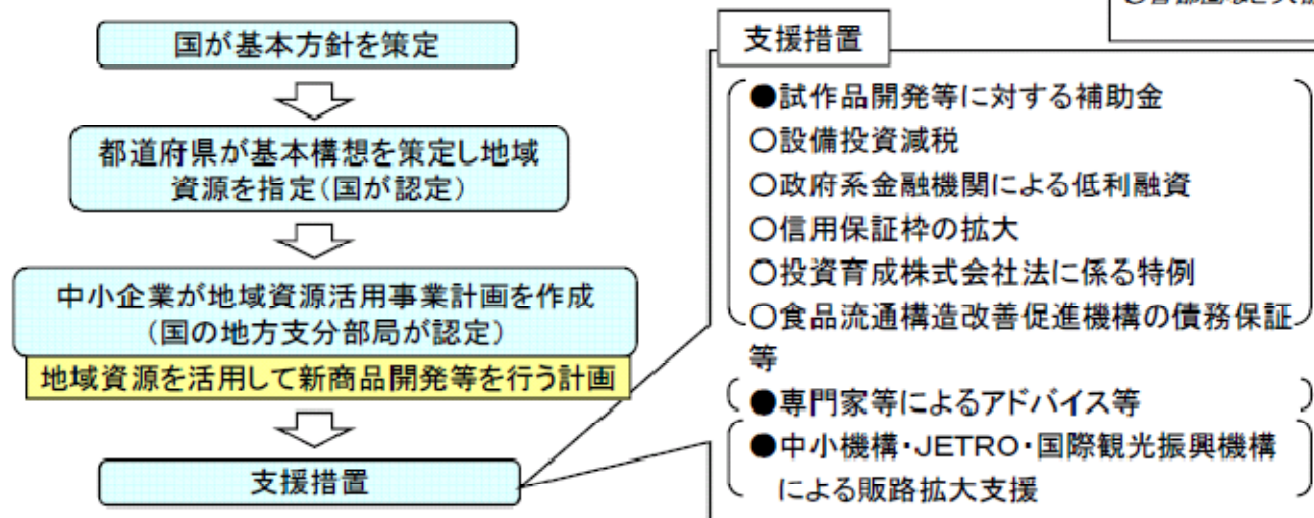
### 中小企業地域資源活用プログラム

(北海道経済産業局産業部中小企業課)

#### 「中小企業地域資源活用プログラム」の概要

1. 「中小企業地域資源活用促進法」に基づく支援  
(域外市場を狙った新商品開発等の開発・事業化に対する支援)

#### スキーム



#### ☆ポイント

- 地域の「強み」となる地域資源を、地域主導で掘り起こす取組を支援。
- マーケティング、ブランド戦略に精通した人材・仕掛人。
- 産学官連携、農工連携など、従来の垣根を超えて、地域の力を結集。
- 首都圏など大都市、更には海外市場を視野に。

2. その他の支援 (地域資源を活用した新たな取組を掘り起こすための支援等)

- 「地域中小企業応援ファンド」(中小企業基盤整備機構に5年間で2,000億円程度の資金枠を確保)
- 中小機構による商談会の開催(08年2月20日～22日、東京ビッグサイト)
- 中小機構によるマーケティングショップの開設(08年4月末オープン、東京メトロ表参道駅から徒歩1分)
- 地域中小企業と外部人材とのネットワーク構築活動に対する支援
- 地域資源を活用するための大学等と連携した研究開発に対する支援 等 (●は予算事項)

### ハンズオン支援事業

(北海道経済産業局産業部中小企業課)

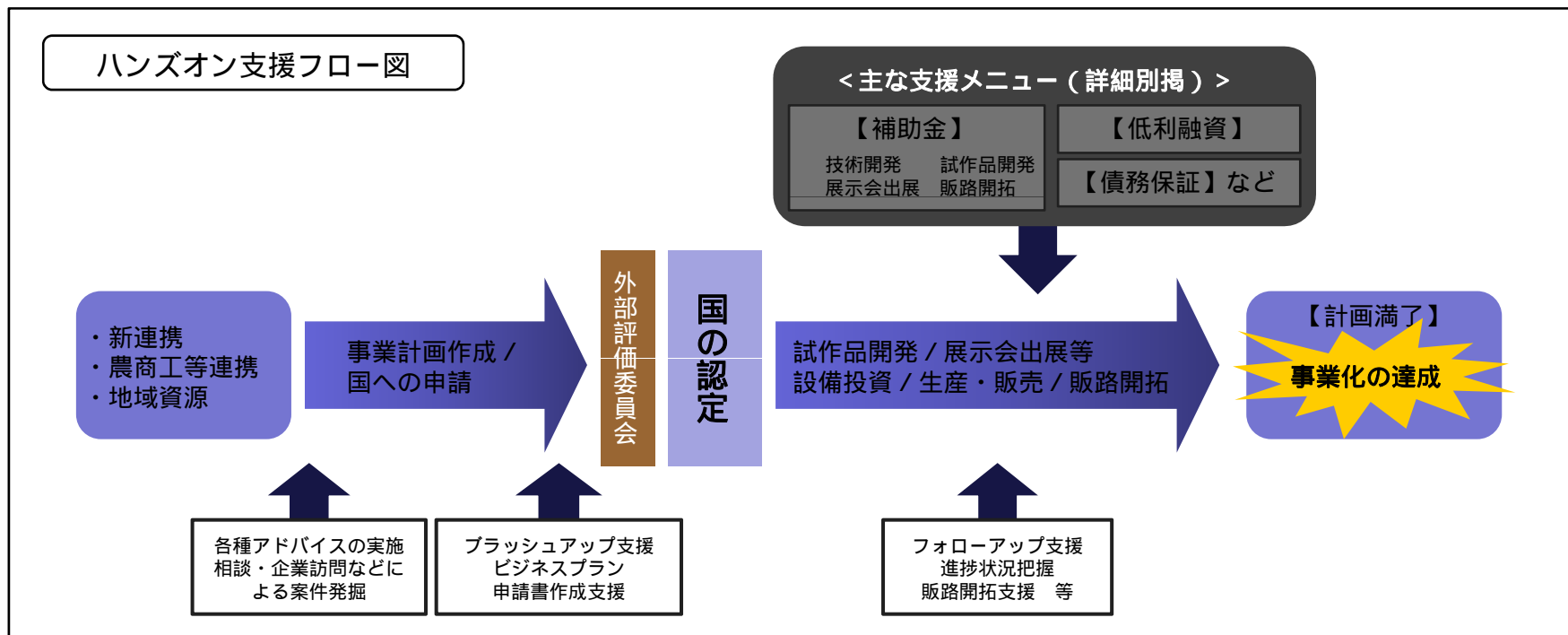
3つの事業をハンズオン支援で強力サポート！

#### ハンズオン支援とは？

ご紹介した3つの支援事業を活用して新事業に取り組む中小企業の皆様に支援するため、中小企業基盤整備機構北海道支部内に「北海道地域活性化支援事務局」を設置しました。

支援事務局内には、マーケティング等に精通した**中小企業診断士等の専門家**が常駐しており、精度活用に対する可能性を確認したうえで、「申請書作成のポイント」、「ビジネスプラン」、「販売戦略と具体的な実行プラン」、「資金計画」などの各種課題について、皆様の事業の進捗状況も念頭に置きつつきめ細かにアドバイスしていきます。

さらに、法認定された事業計画については、**認定後も計画期間が満了するまでアドバイス・コンサルティングを継続(フォローアップ)**していきます。



### 新連携事業（ハズオン支援事業）

（北海道経済産業局産業部中小企業課）

連携でJAPANパワーを生みだそう！

ワンポイントアドバイス

異分野の中小企業が2社以上含まれて、主導的な立場で事業を実施するならば、大企業が加わっても構いません。それぞれの強みを生かして、新たな事業分野の開拓を目指しましょう！

以下の項目・要件に適合する異分野中小企業間の連携を支援します。

連携性

- 異分野の2社以上の中小企業が連携している事業計画であること
- ・コア企業（計画の申請者）及び事業の主体が中小企業であること
- ・各事業者が有する「強み（経営資源）」を活用して、新事業分野の開拓が行われること
- ・「対外的な責任体制」や「役割分担」等を明確化した連携者間の規約等を整備すること

新規性

- 新事業活動を行う計画であること
- ・「新商品・新役務の開発または生産・提供」等で北海道地域における該当業種の実情を勘案して新しいものであること

事業性

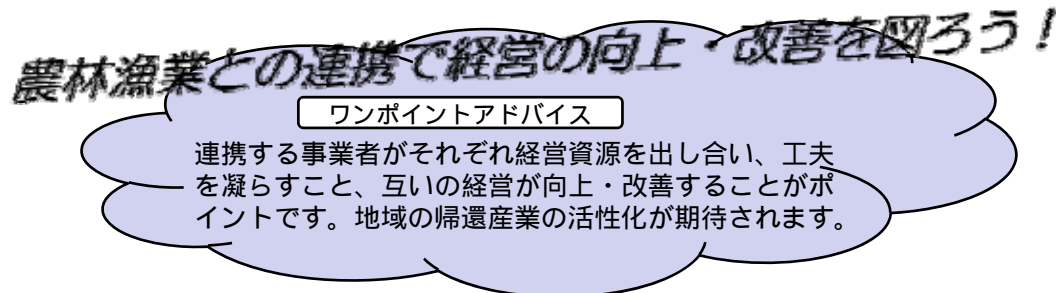
- 新事業分野開拓の事業として継続的に実施し得る計画であること
- ・新事業の展開によって市場に事業を成立させること
- ・需要が相当程度開拓される具体的な販売計画が策定されること
- ・10年以内に融資返済、投資回収が可能な、持続的なキャッシュフローが確保されること

計画期間

3～5年

### 農商工等連携対策支援事業（ハズオン支援事業）

（北海道経済産業局産業部中小企業課）



以下の項目・要件に適合する農林漁業者との連携を支援します。

- 連携性

➔

中小企業と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用すること

  - ・ 中小企業者は、当該事業において農林水産物の生産活動以外の事業（加工・販売等）を行うものに限定
  - ・ 有機的連携を担保するため、規約や契約書等において、目標、費用負担、厳守義務等を明確化すること
  
- 新規性

➔

事業により、新商品若しくは新役務の開発・需要開拓が実現化すること

  - ・ 「新商品若しくは新役務」は、事業者がこれまでに開発、生産したことがないものであり、市場で成り立つ見込みがあること
  
- 経営の向上・改善

➔

中小企業の経営の向上かつ農林漁業者の経営の改善が実現すること

  - ・ 各々の事業者（または従業員1人当たり）の付加価値額が5年で5%（計画期間が4年の場合は4%、3年の場合は3%）以上向上すること【付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却額】
  - ・ 事業計画における商品等の売上高が、各々の事業者の総売上高にとって相当程度大きいものであること（原則5%以上）
  - ・ 中小企業者は、総売上高が5年で5%以上増加する見込みであること
  - ・ 農林漁業者は、当該事業に係る農産品等の売上高が5年で5%以上増加すること
  
- 計画期間

➔

原則5年以内

### 地域資源活用事業（ハズオン支援事業）

（北海道経済産業局産業部中小企業課）

**地域資源を利用して、地域の活力を取り戻そう！**

ワンポイントアドバイス

指定されている地域資源を活用し、域内で加工や製造が行われ、域外に売る計画であることがポイントです。他の事業者が追随するような、波及効果のある取組が期待されます。

以下の項目・要件に適合する地域資源活用事業を支援します。

- 地域の一体性** → 地域資源が指定されている域内で加工・生産されるものであること
- 素材としての重要性** → 地域資源である農林水産物・鉱工業品や技術を不可欠なものとして行われる商品の開発・生産又は需要の開拓であること 観光資源の場合は、その特徴を利用したものであること
- 新規性・波及性** → 地域資源の利用について、何らかの新たな発想が見られ、地域の中小企業者等に対して新たな視点を提供するものであること
- 事業性** → 当該事業における商品等の域外に対する販売が増加し、それが当該中小企業者の総売上高にとって相当程度大きいものとなること（原則5%以上）
- 計画期間** → 3～5年

#### 地域資源とは？

地域の中小企業者が共通して活用することができ（当該地域資源を活用する可能性がある中小企業者がおおむね10程度以上存在すること）、他地域の同種の地域資源と比べて顕著な特徴を有しており、消費者に相当程度認識されている以下の3類型に属するもので、北海道が指定し国が認定しているもの。

- 地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物または鉱工業品
- 上記に掲げる鉱工業品の生産に係る技術
- 地域の観光資源として相当程度認識されているもの

## 4 . 北海道開発局の主な取組

【低入札への対応】	【建設現場の生産性向上】
低入札価格調査基準価格の見直し …49	技術調整会議(工事着手時) …54
施工体制確認型の拡充 …50	ワンデーレスポンス(工事実施中) …54
悪質な業者に対する罰則強化 …50	工事書類の簡素化(工事完了) …54
重点的監督の対象拡大 …50	情報共有システムの試行 …55
【地元企業対策】	【北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブ】
入札参加機会の拡大 …51	北海道の資源や特性を活かした先駆的取組の展開 …56
適切・厳格な工事評価 …51	優良工事等表彰制度の選考基準への環境対策の 導入 …56
分離・分割発注の推進 …51	総合評価落札方式評価項目への地球環境対策の 導入 …56
【総合評価方式の見直し】	CO2削減効果の「見える化」への取組 …56
総合評価方式における配点の見直し …52	【建設業の振興】
実績重視型総合評価方式の導入 …53	各種建設業の振興施策 …57



### ① 低入札価格調査基準価格の見直し

(北海道開発局事業振興部工事管理課)

H20年度において、基準価格計算式を見直しを実施

H21年度において、工事の品質確保の観点から、最新のデータに基づきより一層の見直しを実施

#### 【低入札価格調査基準価格】

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと

#### S62.4 ~ H20.3

##### 【範囲】

予定価格の2/3 ~ 8.5/10

##### 【計算式】

直接工事費の額	}	合計額
共通仮設費の額		
現場管理費 × 0.20		
		× 1.05

#### H20.4 ~ H21.3

##### 【範囲】

予定価格の2/3 ~ 8.5/10

##### 【計算式】

直接工事費 × 0.95	}	合計額
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.60		
一般管理費等 × 0.30		
		× 1.05

※平成20年4月1日以降入札公告をする工事から適用

(農林水産省所管は、平成20年5月7日以降入札公告をする工事から適用)

#### H21.3 ~

##### 【見直し後の範囲】

予定価格の7.0/10 ~ 9.0/10

##### 【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	}	合計額
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.70		
一般管理費等 × 0.30		
		× 1.05

※平成21年4月3日以降入札公告をする工事から適用

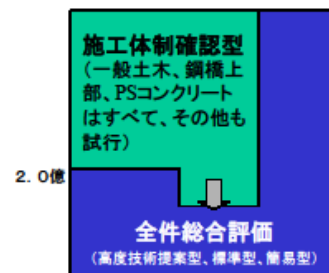
(農林水産省所管は、平成21年6月10日以降入札公告をする工事から適用)

### ② 施工体制確認型の拡充

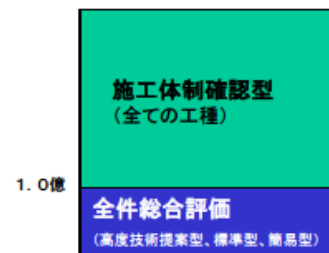
(北海道開発局事業振興部工事管理課)

H20年度に、施工体制確認型の適用範囲を総合評価方式の1億円以上の全ての工種を対象に拡大  
H21年度には、各開発建設部において、対象工事を拡大

総合評価方式は、原則全ての工事  
で実施(緊急工事・小額工事除く)  
施工体制確認型は1億円以上の一  
般土木、鋼橋上部、PSコンクリート  
の各工事区分はすべて。またそ  
他の工事区分も試行



総合評価方式は、原則全ての工事  
で実施(緊急工事・小額工事除く)  
施工体制確認型は1億円以上の全  
ての工種を対象。



H20年度の取組

### ③ 悪質な業者に対する罰則強化

(北海道開発局事業振興部工事管理課)

施工体制確認型では、低入札者に求めている施工体制確認のための書類提出やヒアリングを要請  
H20年度には、要請に応じない業者に対する罰則の強化を実施

【施工体制確認型】

低入札者に対し施工体制確認のための書類提出やヒアリングを要請



協力を拒否された場合、

- 1回目  
・当該入札を無効
- 2回目  
・当該入札を無効
- 以降の3ヵ月間、入札に参加しても施工体制評価点30点を付与しない

### ④ 重点的監督の対象拡大

(北海道開発局事業振興部工事管理課)

低入札工事において、不可視部分のビデオ撮影・モニターカメラ設置など重点的な監督を実施  
H20年度には、対象工事を2億円以上から1億円以上へ拡大

### ① 入札参加機会の拡大

(北海道開発局事業振興部工事管理課)

一般土木工事において、難易度の低いA等級工事(4.5億円未満)へのB等級業者の参加を拡大  
 H21年度において、一般土木工事のC・D等級業者の上位ランク工事への参入、電気工事・舗装工事における上位ランク工事への参入を認め、受注機会を拡大

緩和を認める社には、技術評価点等による一定の条件を付与

【一般土木工事】

7.9億	WTO	
	A	
4.5億	A + B	A
2.5億	B	
1.5億	B + C	B
1.0億	C	
0.6億	C + D	C
0.4億	D	

【電気工事】

0.6億	A + B	A
0.3億	B	
0.2億	B + C	B
0.1億	C	

【舗装工事】

1.2億	A + B	A
0.8億	B	

入札参加条件の緩和の概要

### ② 適切・厳格な工事評価

(北海道開発局事業振興部工事管理課)

H21年度に一部改正された、請負工事成績評定要領の運用に基づき、適切・厳格な工事評価を実施

#### ※請負工事成績評定要領の運用の主な改正内容

- 1) 評価段階の細分化
  - ・評価段階を細分化し、きめ細やかな評価を行えるように変更
  - ・技術検査官: 出来形、品質 5段階→7段階、総括技術評価官: 地域への貢献 3段階→5段階
- 2) 評点配分の見直し
  - ・バラツキが少ない検査項目の配点を減じ、バラツキの大きい検査項目の配点を増加
- 3) 「高度技術」の見直し(「工事特性」に変更)
  - ・特異な技術といった観点から施工困難等の工事特性への対応を評価する観点に評価対象項目の記述を見直し
  - ・「高度技術」から「工事特性」に名称を変更
  - ・より広い視野からの評価とするため評定者を主任技術評価官から総括技術評価官へ変更
- 4) 技術提案履行の確認評価
  - ・検査時に技術提案の履行状況確認を行う項目を追加

### ③ 分離・分割発注の推進

(北海道開発局事業振興部工事管理課)

コスト削減を図る観点から、適切な発注ロットの設定を前提として分離・分割して発注を行う

# 【総合評価方式の見直し】

## 4. 北海道開発局の主な取組

### ① 総合評価方式における配点の見直し

(北海道開発局事業振興部工事管理課)

H20年度において、総合評価方式の配点を見直し  
見直しに際して、全道における配点のバランス、地域精通度・貢献度の重視などを考慮

#### 【見直しの概要】

- 「簡単な施工計画」 簡易型では「品質管理」、「施工上の課題」は求めない。標準 型では技術提案事項
- 「企業の施工実績」
- 「工事の成績の平均」 全道で配点にばらつきがあり精査(簡易 4.0 2.0)
- 「北海道開発局長等優良工事表彰」、「工事成績優秀企業」 表彰された企業との上限値を設定(標準 3.5 2.0、簡 6.5 3.0、簡易 3.5 2.0、簡易 1.0 2.0)
- 「配置予定技術者の能力」
- 「主任(監理)技術者の資格」 求める資格のランクと共に配点を下げた。(標準 1.0 0.5)
- 「北海道開発局長等優良工事表彰」 優良企業表彰との重複感があることから、配点を下げた(簡易 2.0 1.0)
- 「追加項目の監理(主任)技術者の工事成績平均点」 ランクの高い工事のうち、2、3割が評価されている現状から簡易評価 のみ評価項目とし、配点は1点
- 「地域精通度・地域貢献度」
- 「本支店等の所在地」 簡易 以上では配分を1点増加し、簡易 以下では参加資格要件とするため、評価対象外(標準 0.0 1.0、簡易 1.0 0.0)
- 「近隣地域での施工実績」 簡易 以上では配分を1点増加した(標準 0.0 1.0)
- 「地域貢献」 簡易 以上では配分を1点増加した(標準 0.0 1.0)

#### 評価項目の見直しの内容

評価項目	見直し内容
簡単な施工計画	標準 II 型を設けたことから、品質管理と施工上の課題を簡易型では求めない。(標準 II 型の技術提案事項とする)
企業の施工実績	工事の成績の平均 全道で配点にばらつきがあり精査
	北海道開発局長等優良工事表彰 表彰された企業との差が大きすぎるため、上限値を設定
	工事成績優秀企業
配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の資格 技術士の資格実績がほとんど無いことから、求める資格のランクと共に配点を下げた。
	北海道開発局長等優良工事表彰 優良企業表彰との重複感があることから、配点を下げた。
	追加項目の監理(主任)技術者の工事成績平均点 ランクの高い(A、Bランク)工事の内、2、3割が評価されている現状から、簡易 I 型のみ評価項目とし、配点は1点にした。
地域精通度 地域貢献度	本支店等の所在地、近隣地域での施工実績、地域貢献 簡易 I 型以上で従来より1点配分を高くし、簡易 III 型の本支店等の所在地については、参加資格要件とするため、評価対象外とした。

#### 配点表の参考例(標準項目)

技術提案として求める(標準 II に適用)

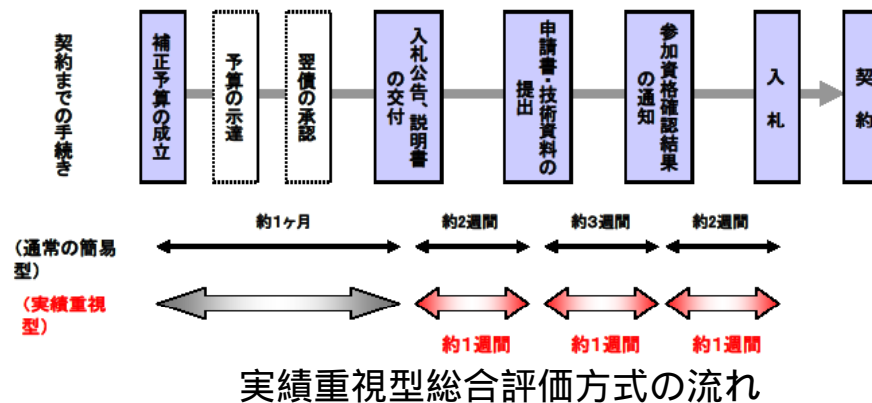
標準評価項目	簡易 III	簡易 II	簡易 I	標準 II
簡単な施工計画	2.0	4.0	12.0	18.0
工程管理に係わる技術的所見				
施工上配慮すべき事項				
材料の品質管理にかかわる技術的所見				
施工上の課題に対する技術的所見				
企業の施工実績	2.0	2.0	4.0	2.0
北海道開発局発注工事の成績の平均				
北海道開発局長等優良工事表彰の回数または有無	2.0	2.0	3.0	2.0
工事成績優秀企業				
配置予定技術者の能力	0.5	0.5	0.5	0.5
主任(監理)技術者の資格				
CPDに取り組んでいる	0.5	0.5	0.5	0.5
北海道開発局長等優良工事表彰の有無	-	1.0	1.0	1.0
地域精通度	-	1.0	1.0	1.0
本支店、営業所の所在地				
地域貢献度	1.0	1.0	2.0	2.0
近隣地域(開発建設部内)での施工実績				
災害協定・ボランティア等による地域貢献	1.0	1.0	2.0	2.0
舗装標準項目(舗装工事のみ)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)
舗装施工管理技術者資格	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)
技能者の元請比率	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)
主要機械の元請比率	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)
地球環境への対策注1)	1.0	1.0	1.0	1.0
自然共生社会の形成、循環社会の形成、低炭素社会の形成に資する取り組みについての提案				
計	10.0 (13.0)	14.0 (17.0)	27.0 (30.0)	30.0 (33.0)

青字:前年度から配点増 赤字:前年度から配点減

### ②実績重視型総合評価方式の導入

(北海道開発局事業振興部工事管理課)

H20年度において、実績重視型総合評価方式を導入  
 技術的難易度の低い案件、施工計画に各社の差が生じない案件について、施工計画の提案や配置予定技術者ヒアリングを実績評価で代替し、受発注者双方の入札契約手続きに伴う時間・事務負担を軽減



通常の総合評価方式（簡易型）の評価項目	実績重視型総合評価方式の評価項目
<p>加算点上限は30点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○簡易な施工計画 例：コンクリートの品質の確認方法の適切性</li> <li>○配置予定技術者の能力（ヒアリング） 例：当該工事の施工上の課題等の理解度</li> <li>○配置予定技術者の能力 例：主任技術者の工事成績評定の平均点</li> <li>○企業の施工能力 例：企業の工事成績評定の平均点</li> <li>○企業の手持ち工事量</li> <li>○地理的条件 例：地域内における本支店・営業所の所在</li> <li>○地域貢献度の実績 例：災害協定等に基づく活動実績の有無</li> <li>○その他配置予定技術者の能力</li> </ul>	<p>加算点上限は30点</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○簡易な施工計画 例：コンクリートの品質の確認方法の適切性</li> <li>○配置予定技術者の能力（ヒアリング） 例：当該工事の施工上の課題等の理解度</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○配置予定技術者の能力 例：主任技術者の工事成績評定の平均点</li> <li>○企業の施工能力 例：企業の工事成績評定の平均点</li> <li>○企業の手持ち工事量</li> <li>○地理的条件 例：地域内における本支店・営業所の所在</li> <li>○地域貢献度の実績 例：災害協定等に基づく活動実績の有無</li> <li>○その他配置予定技術者の能力</li> </ul>

実績重視型総合評価方式の評価項目

### ①技術調整会議（工事着手時）

（北海道開発局事業振興部技術管理課）

H19年度より、工事着手時における技術調整会議を実施  
工事着手時にコンサル・施工者・監督員により設計思想等を確認

#### 【技術調整会議の開催状況】

##### 北海道開発局による適用工事

- ・設計業務の成果品を用いた土木工事
- ・原則、請負金額が1億円以上と想定される工事、又は5,000万円以上と想定される構造物が主体の工事

##### 開催実績

- ・平成19年度：129件  
平成19年度より全土木部門で実施
- ・平成20年度：401件  
北海道開発局全土木工事実施件数の25%
- ・平成21年度：202件(6月末時点)  
北海道開発局全土木工事実施件数の34%

### ②ワンデーレスポンス（工事実施中）

（北海道開発局事業振興部技術管理課）

H19年度より、全土木工事を対象に現場からの質問に対して1日で回答する「ワンデーレスポンス」を徹底

### ③工事書類の簡素化（工事完了）

（北海道開発局事業振興部工事管理課）

H20年度に、発注者の監督・検査及び請負業者の業務の合理化を目的に、工事書類の簡素化要領(案)を策定

#### 【工事書類の簡素化要領(案)の概要】

##### 【実施内容】

1. 提出対象書類の見直し
  - ・工事書類簡素化一覧表(案)に基づき実施  
(工事書類簡素化一覧表(案)項目)
    - 「工事着手前」
    - 「工事着手後」
    - 「安全管理」
    - 「施工管理」
    - 「支給品貸与品現場発生品」
    - 「工事検査完成検査」
    - 「中間前払金」
    - 「他」
2. 工事打合簿等の電子化
  - ・工事履行期間中の工事(機械部門及び営繕部門除く)を対象に、以下について、電子メール等にて提出
    - 「工事打合簿(指示、協議、承諾は除く)」
    - 「材料確認簿」
    - 「段階確認簿」
    - 「確認・立会願い」
    - 「夜間・休日作業届け」

### ④情報共有システムの試行

(北海道開発局事業振興部技術管理課)

H21年度より、工事着手時・工事実施中・工事完了時の全てのプロセスで受発注者が情報共有する情報共有システム(ASP方式)を活用した試行工事を実施(試行対象:4事務所、対象工事:約100件)

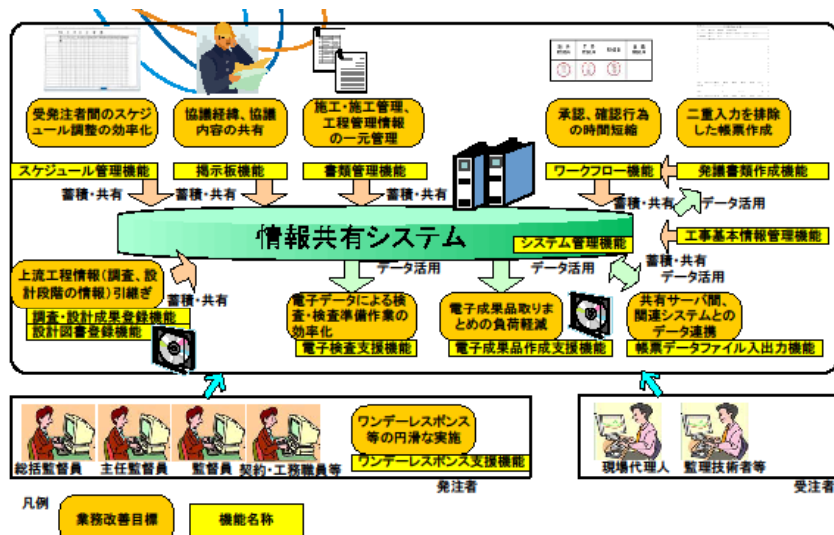
受注者の判断・申請により、課長・所長まで協議の一括申請が可能となり、意志決定過程の透明化、迅速な意志決定が期待

新たに追加された電子納品作成支援機能により、工事完成検査では工事中に作成した電子成果品の活用により無駄な資料作成の排除が期待

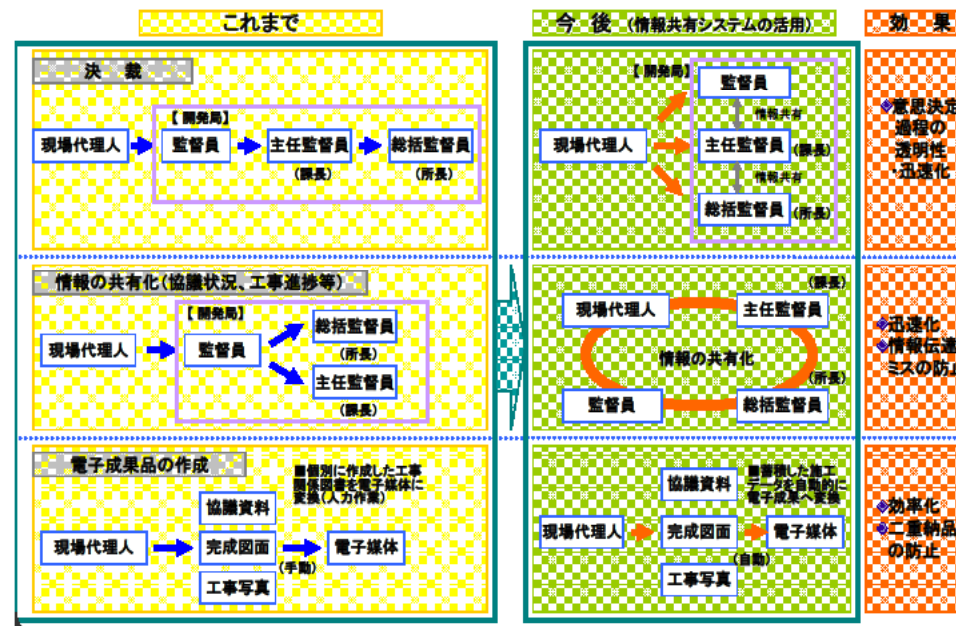
【工事着手時】 → 【工事実施中】 → 【工事完了】

技術調整会議 + ワンレス等 + 完成検査

トータルプロセスを情報共有システムで効率的に実施



情報共有システムのイメージ



「国民に向け質の良いサービスの早期提供」、「建設業の健全な経営支援」

建設工事の進め方の改革

### 1. 北海道の資源や特性を活かした先駆的取組の展開

(北海道開発局事業振興部技術管理課)

農水産業から発生する貝殻や糞尿等を建設現場で有効活用し地域の廃棄物量を低減  
道内に豊富に存在するバイオマスエネルギー等の有効活用を地域とも連携しながら実施



地域から発生する浄水汚泥と家畜糞尿堆肥を法面植生基材として有効利用。



地域水産業から発生するホタテ貝殻等を埋立資材として有効利用。

### 2. 意欲的な環境対策等を評価、推進する仕組みの構築

#### 2 - 優良工事等表彰制度の選考基準へ環境対策を導入

(北海道開発局事業振興部技術管理課)

H21年度より、工事の環境対策で他の模範となる取組をした企業を表彰し一層の取組拡大を期待

### 2 - 総合評価落札方式評価項目へ地球環境対策を導入

(北海道開発局事業振興部技術管理課)

H20年度より、直轄全工事を対象に「地球環境対策」について技術提案を求めることとした  
法令等で標準的に定められた対策以外の取組で履行確認が可能な技術提案を対象に、新たに1点加点

<b>加点1点の概要</b> <b>加点対象</b> 法令等で標準的に定められた対策以外の取組であり、履行の確認が可能な技術提案を加点対象。 <b>提案の状況</b> ・提案のあった工事件数：発注工事の82% ・うち提案が評価された割合：提案工事の83% ・提案内容の傾向：自然共生型社会…39% 循環型社会…14% 低炭素社会…47%	<b>アンケート調査結果</b> 意識変化とさらなる取組拡大への要望について、提案のあった工事の現場担当者を対象に実施。 ・環境に対する意識：意識が変わった…30% (加点1点について) 意識は変わらなかった…13% どちらとも言えない…57% ・新たな取組への要望：事例集の作成・配布 設計段階からの環境配慮取組の「見える化」の実施など <b>今後の展開</b> アンケート調査結果に対して、建設業協会・建設コンサルタツ協会とも協力して事例集の作成等おこなって行きます。
--	--

### 2 - CO2削減効果の「見える化」取組

(北海道開発局事業振興部技術管理課)

H21年度より、現場担当者の意識向上を目的に、工事実施段階の各種取組によるCO2、燃料削減効果の見える化を試行(環境家計簿)。

実行想定値	予定燃料消費量	CO2排出係数 (kg-CO2/LKwh)	燃料費単価 (円/LKw)	CO2排出量 (kg-CO2)	燃料費(円)
軽油	12,420	2.64	80	32,789	993,600
灯油	200	2.51	92	502	18,400
ガソリン	280	2.31	110	647	30,800
電力	3,000	0.357	17.87	1,071	53,610
合計				1,131,419	1,086,410

受・注発者の協働による工夫、知恵、気づきによる取組

実績	実績燃料消費量	CO2排出係数 (kg-CO2/LKwh)	燃料費単価 (円/LKw)	CO2排出量	燃料費
軽油	11,180	2.64	80	29,515	894,400
灯油	180	2.51	92	452	16,560
ガソリン	248	2.31	110	573	27,280
電力	2,800	0.357	17.87	1,000	50,036
合計				31,539	988,276

1,099,880 kg-co2 108,134円



### ○各種建設業の振興施策

(北海道開発局事業振興部建設産業課)

各種建設業の振興施策について、現地における取組を実施

#### 【建設業法遵守推進本部の設置と法令違反行為への厳格な対応】

- ・H19年より、建設業者の一括下請負等の法令違反行為への対応強化のため、「建設業法令遵守推進本部」を設置
- ・違反情報等の収集や立入調査等を実施し、法令違反行為があれば厳正に対処

#### 【元請・下請関係の適正化の推進】

- ・下請等実態調査や立入調査を行い、直接改善に向けて指導を行う
- ・「建設業法令遵守ガイドライン - 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 - 」の周知

#### 【品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応】

- ・低入札価格調査対象案件について、立入調査の対象とするなど、所要の措置を講じる

#### 【公共工事の入札及び契約の適正化の推進】

- ・入札契約適正化法・適正化指針の措置状況を把握し、その結果を公表、市町村担当者へ説明

#### 【建設業総合相談受付窓口】

- ・建設業総合相談受付窓口(ワンストップサービスセンター)において、各種支援制度、新分野進出の成功事例を紹介

#### 【建設業と地域の元気回復助成事業の実施】

- ・異業種と連携し、地域の活力向上に資する地域の創意工夫を活かした事業を支援する「建設業と地域の元気回復助成事業」を実施

#### 【北海道地方建設産業再生協議会における関係機関との連携強化】

- ・建設産業関係機関により構成する協議会において、各種施策についての情報交換や意見交換を実施